

令和 4 年度 自己点検評価

桜の聖母短期大学

自己点検・評価報告書

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	4
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	4
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	9
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	13
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	21
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	21
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	37
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	50
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	50
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	57
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	61
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	63
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	69
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	69
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	71

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の自己点検・評価報告書作成マニュアルに基づき点検・評価した、桜の聖母短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

建学の精神は短期大学の教育理念・理想を、以下のように明確に示している。

本学の建学の精神は、学則第 2 条に定める「カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成すること」である。この建学の精神は、以下に述べる本学の教育理念・理想を明確に示している。

本学は、設置母体である、学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダムのミッション・ステートメントを教育の基本理念として掲げている。これらを通して目指している理想は、学生各自が生涯を通して実現する「まことの自由への教育」である。

ミッション・ステートメントを以下に述べる。

コングレガシオン・ド・ノートルダムの学校は、1658 年に始まる教育の歴史を持ち、子どもたちが生きる意味を見出し、強い意志・勇気・愛をもって、社会の変革に寄与できる誠実で品位ある人に育て、世に送り出そうとしている。

すべての教育活動は、子どもたちが自分に与えられた使命に気づき、自己実現を図り、未来を拓いていく力を育てることを目指している。

1. イエス・キリストの愛に学ぶ
2. 卓越した学問の追究を目ざす
3. 神・他者・自分・自然と対話する心を育む
4. 義と平和の実現のために働く人を育てる

このカトリック精神に根ざした人間観・世界観に基づいて、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成することという建学の精神は、本学の教育理念・理想を明確に示している。この建学の精神は、設置母体であるコングレガシオン・ド・ノートルダム修道会（以下 C.N.D.）が掲げているミッション・ステートメントを基盤としている。カナダではおよそ 370 年、日本においても 90 年の教育活動を展

開するなかで、このミッション・ステートメントは、修道会によって度々見直され改正されてきたが、本学における建学の精神は、開学時から一貫して短期大学教育の目的として掲げられ続けている。

建学の精神は、教育基本法第2条に掲げられた「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」に基づいている。また、学校教育法第1条に定められた学校として、本学における教育は、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のために尽くすことを目的とし、一部のものの利益のために仕えない「公共的な性格」である公共性を有している。

さらに、建学の精神は、私立学校法第1条で定められた、その目的を「私立学校の特性にかんがみ、この自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」に基づいている。私立学校法の規定に則り、公共性にも十分配慮している。

建学の精神は、学内には『学生ハンドブック』及び学内掲示、学外には、『学校案内』やウェブサイトで表明している。

建学の精神を、以下のように学内において共有している。

入学式・卒業式における学生及び専任・兼任教職員及び保護者とステークホルダーへの学長式辞、専任教職員への建学の精神に関する研修会を実施している。学生は、「建学の精神」を学び、その精神を実践的に取り扱う様々な授業や活動、「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」「福祉学Ⅰ・Ⅱ」「国際ボランティア」「国際平和論」「ボランティア活動」「学内行事」を経て2年間を過ごしている。

学内には、「建学の精神」やミッション・ステートメントを明文化して提示している。

「建学の精神」を身近なものとするため「建学の精神 創立者マルグリット・ブールジョワに倣い 愛と奉仕に生きる」という文言を、マルグリット館1階エレベータードア上に掲げている。「建学の精神」を象徴する玄関先に設置されているステンドグラスには説明板をつけて、「建学の精神」がより理解しやすいように考慮している。そのステンドグラスは、聖書の「聖母マリアのエリサベト訪問」を表現し、そこから「建学の精神」が謳われたもので、その意味を誰にでもわかるようにしている。

教職員に対しても「建学の精神」の定着と深化を図り続けている。年度初めに全学院で「建学の精神」を深める研修会を行っている。令和4年度は4月2日に実施した。東日本大震災後、教員の異動が頻繁となり、新任教職員には「建学の精神」についての研修を実施し、教員に対しては、交代で、共通科目「国際ボランティア」の学生引率を通して「創立者の足跡を訪ねるカナダの旅」に派遣し、より深く「建学の精神」を理解できるようにしていたが、令和4年度も令和2年度および令和3年度に続き、感染症予防のため研修会も研修旅行も実施できなかった。

「建学の精神」が学生に定着したかどうかは、全学必修のキリスト教学Ⅰ・Ⅱおよび福祉学Ⅰ・Ⅱの授業の中で確認している。

建学の精神は、毎年、自己点検・評価報告書を作成する際に、定期的に確認している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では、生涯学習センターを中心として地域・社会に向けた開放講座と拡張講座（地域連携講座）を展開している。令和 4 年度はコロナ禍下の 3 年目ではあるがワクチンの浸透と共にウィズコロナ社会となりつつあり、それに伴って当センターもオンライン中心の講座を少し残しつつも従来の対面型講座へ軸足を戻した。「人生 100 年時代」という社会的キーワードが背景にあるということもあり、地域全体の学び直し・学び直し・リカレント教育への意識が高まりつつある。その結果 124 講座を開講し、延べ 956 の地域受講生を迎えた（実数としては 453 名）。

一方、拡張講座（地域連携講座）は、結果的には延べ 38 件、1,350 名の受講生とのかかわりを創出した。昨年度は 34 件であったことを鑑みれば、ウィズコロナ社会において企業や自治体から講座プログラムや講師派遣の要請を受け、昨年度以上に地域貢献ができていているといえる。令和 4 年度の連携先としては、福島県保育協議会、福島県保育協議会県北支部、福島県シルバー人材センター連合会、福島市地域共創課、福島市こども未来部こども政策課、福島市社会福祉協議会、福島市生涯学習課、吉井田学習センター、吉井田歴史研究会、三河台学習センター、会津若松市教育委員会生涯学習総合センター（稽古堂）、会津若松市社会福祉協議会、鏡石町社会福祉協議会株式会社ル・プロジェクト、傾聴ボランティアさくら、県北中学校 合資会社カルチャーコミュニケーション、白河市社会福祉協議会、須賀川市社会福祉協議会、伊達地区小中学校事務職員研修会、放送大学福島学習センター、棚倉町青少年育成町民会議、浪江町立なみえ創成中学校、二本松市東和公民館、平田村社会福祉協議会、南相馬市立中央図書館、福島トヨペット株式会社（郡山）である。

また、令和 3 年度も前年度に引き続き、ふくしま市産官学プラットフォーム事業の「人生 100 年時代の学び直し」プロジェクトチームリーダー機関として「生涯学習のつどい」を 2 回開催した。産業界のビジネスパーソン（福島県中小企業家同友会福島支部）と高等教育機関および自治体職員と地域住民が、「ウィズコロナ社会と生涯学習と未来」をテーマに生涯学習のあり方について互いの認識を共有する試みである。いずれも対面型のワークショップ形式の開催だったが、多様な立場の多世代が 30 名強集まり、リカレント教育や学び直しの重要性について意見交換ができた。

本学では正課授業の開放の推進として、平成 30 年度から履修証明プログラム（愛称「桜おとなカレッジ：SOC」）を開始した。①「サードプレイスづくりコース」②「もっとグローバルコース」③「リベラルアーツ探究コース」の 3 コースがある。令和 4 年

度は 16 名（実数）で、そのうち 5 名の履修証明書授与対象者（学修時間 60 時間）となった。

本学では、積極的に地域に必要とされる短期大学として、地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結し、さまざまな連携を行っている。

平成 11 年度の「放送大学と桜の聖母短期大学との単位互換に関する協定書」締結から始まり、平成 30 年度には、福島市内にある 5 大学・短期大学と福島市、福島商工会議所、福島県中小企業家同友会福島地区の 8 機関が共に、福島市の若者定着と福島市の活性化を目的とした「福島市産官学連携プラットフォーム構築と包括的な連携に関する協定書」の締結をした。

令和 3 年度は、本プラットフォームにおける決定機関である連携推進会議を 5 月、10 月、2 月の計 3 回開催し、5 月の会議では 4 つのプロジェクトチームの活動計画の承認と、その推進体制の変更の承認を行った。10 月の会議では申請予定の私立大学等改革総合支援事業を見据えて事業推進の状況を確認し、本プラットフォームのグランドデザインに関する協議を行った。2 月の会議では、令和 3 年度の各プロジェクトチームの活動報告及び令和 4 年度事業計画を承認した。本プラットフォームは、福島市に必要とされる具体的で実質的な活動を展開しており、そうしたプラットフォームでの取組が評価され、令和 3 年度は前年度に引き続き南東北の高等教育機関では唯一、私立大学等改革総合支援事業に採択された。本学は、このように 16 もの協定を自治体・企業等と締結し、さまざまな連携活動を実施している。

令和元年度までは、震災後の復興イベントの域を超えた、継続した子どもたちへの遊びの支援、学習支援など多くの場が開かれていた。これらの場には、生活科学科福祉こども専攻の学生だけでなく、生活科学科食物栄養専攻や、キャリア教養学科の学生も主体的に参加し、地域貢献に大いに寄与してきた。

正課科目「福祉学」を全 1 年生対象の必修科目として、30 時間を超えるボランティア活動の実施を、単位取得の条件としてきた。例年、地域から 100 件以上ボランティアの依頼があり、学生たちが地域貢献しながら、地域の福祉について学び得る、貴重な体験的学修として教育課程に組み込まれているが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、短期大学としてもボランティア活動は実施できなかった。令和 3 年度は、感染状況の回復を図りながら、ボランティア活動を再開し、福祉学においては 5 時間のボランティア活動を各学生が行い、感染再拡大の中、中止になった活動もあったが、年間 47 件、のべ 308 名が地域でボランティア活動を行うことができた。

令和 4 年度は、生活科学科福祉こども専攻こども保育コース運営の、子育て支援の広場として平日「親と子のひろば」を年間 37 回開催、139 組の参加、土曜日は地域保護者主催の「さくらっこ広場」を年間 17 回開催、164 組の参加があった。

こども保育コース 1、2 年生の授業関連課外活動、こども保育コースと生活科学科食物栄養専攻の特別研究の実践や調査のフィールドなど、学生の体験的学習の場として活用している。

コロナ禍の中、感染に留意して参加組数制限を入れた時期もあったが、子どもと学生の自由な遊びを保障し、保護者交流、育児相談など、教員の専門性に裏打ちされた継続的な子育て支援を行う子育て支援機関としての保護者の期待度は大きい。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

(1)建学の精神を学生に学ばせるため、キリスト教学 I・II と福祉学 I・II が必修科目となっているが、授業内容の連携が課題である。

(2)地域社会における貢献する高等教育機関として、様々な取組を実施している。そこには、人的を始め様々な資源の必要性が課題である。ボランティア活動や授業の一環として行われている「親と子のひろば」への参加等は、直接、学生に教育活動として還元されるが、生涯学習センターや様々な地域連携活動が、財的に独立採算でできるのか、学納金から人件費や運営費が支出されるのであれば、何らかの形で学生に還元していくことがつねに課題である。

(3) 本学は、多くの地域の成人学習者を迎え入れているが、学生と成人学習者が共に研究したり、共に地域づくりを考えたり、何らかの形になるようなものを創作したりということがほとんどない。学びの機会の提供は行っているものの、学習成果の活用や多世代の結びつきをどのようにコーディネートするかが高等教育機関としては検討すべき一つの課題ではないかと思われる。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

令和4年度は、東日本大震災から10年が経過して12年目に入った。

震災の被害も甚大であるが、それ以上に、東京電力福島第一原子力発電所事故の放射能流出と、その後の風評被害の方が深刻である。少子高齢化により18歳人口が減少している中で、福島県から流出する18歳人口は年々増加している。

このような状況の中でも、福島県が置かれている現状を真剣に捉えている教職員と学生は、福島で生活することを選び、復興に貢献したいと考える者たちである。2020年に生誕400周年を迎えたC.N.D.の創立者聖マルグリット・ブルジョワは、1653年、カナダ建国の時期にフランスからケベックに渡り、教育を通してカナダ建国のために働いた。その後継者である5人のシスターが1932(昭和7)年にカナダから福島市に来日し、1938(昭和13)年に幼稚園から始め、1955(昭和30)年の短期大学までに学校を地域の学習ニーズに応じて設置していき、さらに地域の社会人のリカレント教育のために生涯学習センターも開設した。未来を変える力は教育にある。私たち教職員は、C.N.D.の創立者とその後継者達のように、今、福島に住む者として、この時代の課題に立ち向かっている。福島の復興のプロセスに関わり続けている教職員と学生は、共に活動し関わっている。

共通科目の一つとして立ち上げた「福島学」では、ウィズコロナ社会を踏まえ、3.11で最も深刻な災害を被った双葉エリアおよび南相馬エリアの現地フィールドワークを再開させた。フィールドワーク前には南相馬市職員からの3.11直後から現状までの説明を聴講し、復興過程の課題を学んだ。さらに令和3年年度からは、SDGsにフォーカスし、福島が抱える課題と関連させる学びに取り組んでいる。令和4年度も持続可能

な社会を構築し続けていくための当事者性を学生たちに持たせる取り組みを継続し、チームに分かれてSDGsのアジェンダに対して自分たちはどのように取り組むのかということを学生たちは思考した。

以上のように「福島と復興」をテーマとして多くのプロジェクト等や活動を継続していることが外務省に注目され、「国際女性会議(WAW2022:World Assembly for Women)」(令和4年12月3日開催)の「女性と防災」のパネリストとして、本学の学生が福島学の特徴と福島県で学ぶ若者の意見を述べ、国内外へ発信された。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

各学科・専攻の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、確立している。

各学科・専攻課程の教育目的・目標を学生ハンドブック、ウェブサイトにおいて、学内外に表明している。

各学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検を行っている。

「キャリア教養学科」「生活科学科」の教育目的・目標と、定期的な点検について、具体的には以下に述べる。

【キャリア教養学科】

キャリア教養学科の教育目的・目標は、以下に示す通りである。

本学科は、文字通り、“キャリア”と“教養”について学び考えるための学科である。少子高齢社会を迎えた現在、職業スキル、問題解決スキル等を身につけ働くこと(ワーク・キャリア)について考えること、人生100年を見据え長期的な観点から人生全体(ライフ・キャリア)を見渡し考えることの双方が大切である。また、キャリアをより良く積み重ねていくためには、人間や社会のあり方を幅広い視点から考察する力、語学力や異文化コミュニケーション力など、確かな知的基盤(教養)を身につけることが不可欠である。

建学の精神である「カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成する」ことを目指して、本学科は、自らのキャリアをデザインし、豊かな教養と語学力、実社会で求められる職業スキル等を身につけ、「なりたい自分」の実現に向けて主体的に行動し、コミュニティに貢献できる人材を養成することを目的としている。

キャリア教養学科の教育目的・目標（目指すべき人材像）

愛と奉仕に生きる良き社会人として、以下の能力と資質を身につけ、コミュニティに貢献できる人材を養成する。

1. グローバル化する情報社会で必要とされる政治、経済、法制、文化などに関する高度な教養
2. 職業スキルと語学力
3. 主体的に学び続け、「なりたい自分」の実現に向けて行動する力

【生活科学科】

生活科学科は、「栄養士」を養成する食物栄養専攻と、「保育士」「幼稚園教諭」を養成する福祉こども専攻との2つの専攻からなる学科である。

生活科学科の教育目的・目標は、以下に示す通りである。

少子高齢社会を迎えた現代の社会生活において健康寿命の延伸や子ども・子育て支援施策などの課題を深く理解し、主体的かつ具体的に取り組むためには、人間や社会のあり方を幅広い視点から考察する力だけでなく、食や子どもの領域において専門的に学び、技術を身につけることが不可欠である。

建学の精神である「カトリック精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成する」ことを目指して、本学科は、現代社会の現状と課題に真摯に向き合い、解決していくために専門知識と技術を身につけ、主体的に学び続けながら、地域に貢献できる人材を養成することを目的としている。

生活科学科の教育目的・目標（目指すべき人材像）

愛と奉仕に生きる良き社会人として、現代の社会生活における現状と課題を深く理解し、専門的知識と技術を身につけ、主体的に学び続けながら、地域に貢献できる人材を養成する。

【食物栄養専攻】

1. 食と栄養に関する確かな専門的知識と技術を身につけている人。
2. 社会の変化に対応して、自発的に学び続ける人。
3. 多様な人々と協働できるコミュニケーション力を持つ人。
4. 地域の健康づくりや生活習慣病予防に貢献できる実践力を持つ人。

【福祉こども専攻】

1. こどもの保育・教育及び社会的養護に必要な専門的知識と技術を身につけている人。

2. こども一人ひとりの育ちを大切に人。
3. 自ら気づき、行動する人。
4. 多様な人々と協働しながら地域に貢献できる人。

各学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に応えられているか否かは、年1回開催されている助言評価委員会の意見での意見聴取や、桜の聖母短期大学卒業生調査、本学卒業生の仕事ぶりに関するアンケートの結果に基づいて、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

短期大学としての学習成果は、建学の精神を基に、各学科専攻の目指すべき人材像を定め、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応する成果として定めている。

また、各学科・専攻の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標（目指すべき人材像）を踏まえた卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位に応じて定めている。

学習成果を学生ハンドブック、ウェブサイトにおいて、学内外に表明している。

学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、各学科・専攻において定期的に点検・評価し改善している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）（三つの方針）について、専門教育課程の学位プログラムに応じて、一体的に定めている。

「キャリア教養学科」「生活科学科」では、三つの方針を関連づけ、一体的に定めている。すなわち、学科の教育目的・目標に基づき卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、この卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、更にこのようにして明文化された教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学科の教育目的・目標等を踏まえ入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を規定している。

「キャリア教養学科」はグローバル化する情報社会で必要とされる高度な教養、職業スキルや語学力を身につけ、主体的に学び続けることでコミュニティに貢献できる社会人の育成をめざし、「生活科学科」は現代の社会生活の現状と課題を理解して、主体的に学び続けて地域に貢献できる社会人の育成をめざして三つの方針を関連づけ、一体的に定めた。

平成 28 年度より、共通教育検討委員会を中心として、三つの方針について検討を重ね、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を一体的に策定する作業を行った。平成 28 年度から 29 年度にかけて、全学教職員による SD・FD 研修会の中で、三つの方針について学科・専攻課程ごとに策定すると同時に、全学で共有しながら議論を重ねた。

これら三つの方針は、学科会議や平成 28 年 9 月に実施された FD 研修会の議論に基づき作成され、教授会や理事会等の審議を経て決定されたものである。

令和 2 年度より、学長召集の共通教育検討委員会が開かれ、令和 4 年度の教育課程改訂に向けて、三つの方針の検討がなされた。

三つの方針の改訂については、令和 2 年度 3 月の教授会にて承認され、同日に FD 研修会にて全教員にその意義と内容について説明され周知された。

改訂された三つの方針は、令和 4 年度より施行された。

三つの方針を踏まえて、各学科・専攻課程において教育課程を編成し教育活動を行っている。三つの方針に基づき、教養科目、学科・専攻課程ごとの専門科目を開講し、体系的な教育活動を行っている。

三つの方針は、学生ハンドブック、ウェブサイトにおいて、学内外に表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

(1) 建学の精神を基に、各学科専攻の目指すべき人材像を定め、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応する成果として学習成果を定めている。これをもって短期大学としての学習成果を定めていることとしているが、改善が必要である。

(2) 令和4年度は三つの方針を改訂した初年度であった。2年目となる令和5年度には、「三つの方針」および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応する成果として定めている「学習成果」について、総括と改善のための点検・評価を行うことが課題である。

なお、一般財団法人大学・短期大学基準協会による「令和4年度短期大学認証評価の振り返りについて」において、「学習成果と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は同一のものではなく、学習成果は「三つの方針」の策定の中心に置くものであり、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）においてはその獲得状況が卒業認定・学位授与の判定に用いられるもの」との指摘がなされている。このことを踏まえて点検・評価を行う必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

科目ごとの教育方法（自発的、対話的な深い学び方に関して）の具体的な方法や、教員の実務経験など、授業内容への反映と工夫について、具体的にシラバスに明記することを科目担当者に求め、シラバス記述に関しては、学科専攻の学務部委員、学科専攻長を中心に全科目における点検を行った。

また、各教科の授業改善アンケートについては、これまで「FD ネットワークつばさ」による紙面によるアンケートを採用していたが、FD ネットワークつばさによるアンケートが、COVID-19 禍による遠隔授業の拡大により中止されることになった。

そのため、令和3年度の学務部委員会に置いて、新様式の Web 版の授業改善アンケートを独自に開発して令和4年度より使用を開始した。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、自己点検・評価のための規程及び組織を整備しており、日常的に自己点検・評価を行い、定期的に自己点検・評価報告書を公表している。この自己点検・評価活動には全教職員が関与し、また、自己点検・評価活動に関係者の意見聴取を取り入れている。

る。さらに、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。以下にその詳細を述べる。

本学は自己点検・評価のために「短大部自己点検評価・相互評価基準」および「短大部自己点検評価委員会運営基準」を規定している。「短大部自己点検評価・相互評価基準」に基づき、毎年、自己点検・評価を実施している。また、「短大部自己点検評価委員会運営基準」に基づき、自己点検評価委員会が設置されている。

自己点検・評価は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の短期大学評価基準に沿って取りまとめられている「評価校マニュアル」を用いて、毎年度末に実施している。他に、学務部が中心となって担っている FD 活動や企画室が中心となって実施する SD 活動を通して、日常的に自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果は、「評価校マニュアル」の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に沿って桜の聖母短期大学自己点検・評価報告書としてとりまとめ、本学ホームページにおいても公表している。

毎年度末に実施する「評価校マニュアル」に基づく自己点検・評価は、関係部署の責任者を中心に分担して実施している。また、基本的には、FD 活動は全教員が参加し、SD 活動には全教職員が参加しており、全教職員が関与して自己点検・評価活動を実施している。

本学は、高等学校の意見聴取については、意見聴取のための機会を特別に設けてはいないものの、学校説明会や高校訪問を通して意見を聴取し、自己点検・評価に活用している。また、本学は、教育・研究活動等の発展を期して、学外における有識者の評価と助言を受けるため、外部評価の実施について「短大部外部評価実施基準」を定めている。この基準に基づき桜の聖母短期大学助言評価委員会を置き、大学の運営に関して広く見識を持ち、かつ本学の振興発展に関心と理解のある学外者を委員として委嘱している。令和 3 年度からは福島県立高校の校長を委員として委嘱し意見を聴取している。委員会による評価結果および改善策は「外部評価報告書」として学長に提出され、学長は教授会において報告している。さらに平成 30 年度は「短大部自己点検評価・相互評価基準」に基づき、外部評価として聖園学園短期大学との相互評価を実施し、令和 3 年度には愛知文教女子短期大学との相互評価を実施した。相互評価の結果は短期大学基準協会へ報告するとともに、本学ホームページにおいて公開した。

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書としてまとめ、関係部署および関係者が改革・改善に活用できるようにしている。内容にもよるが、各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組んでいる。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

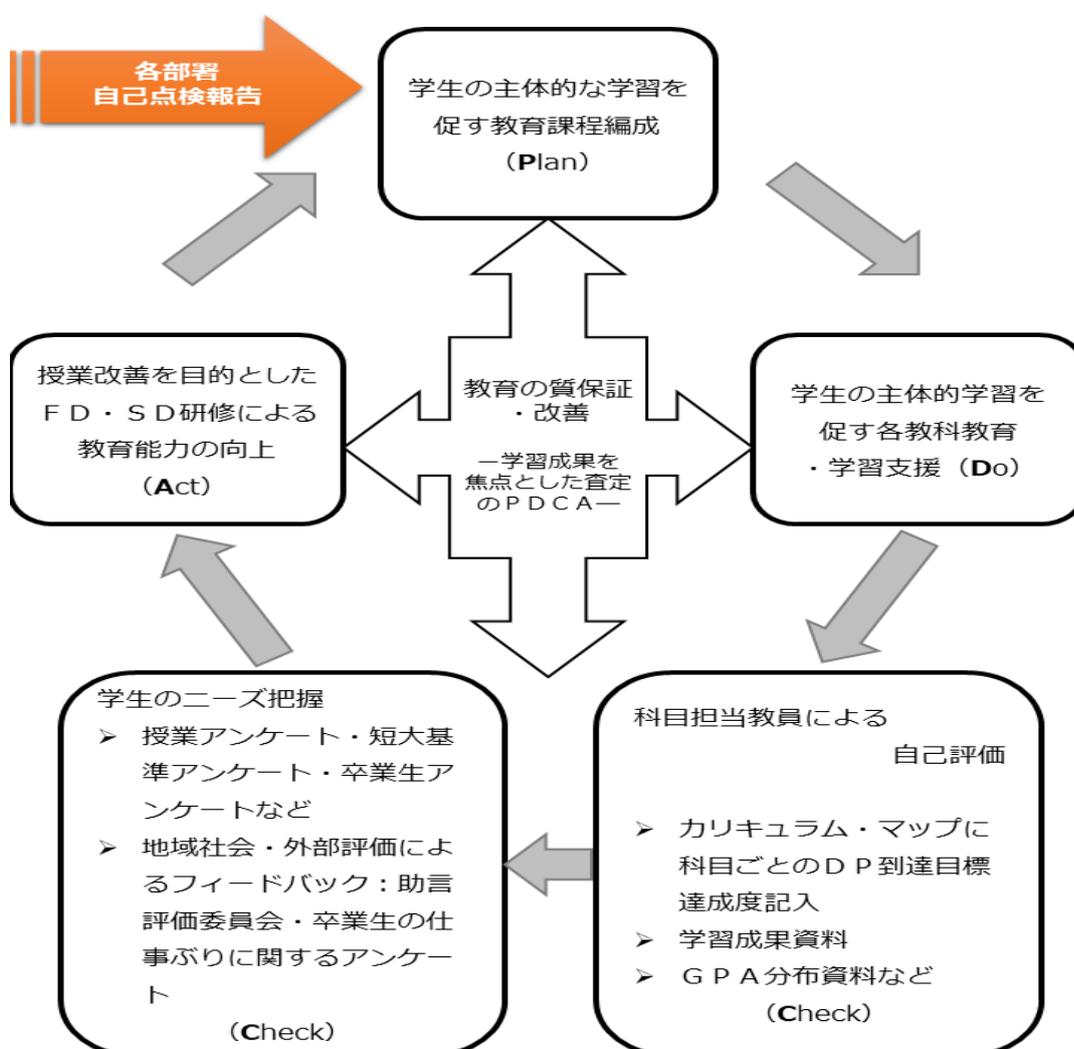
<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、下図のとおり、教育の質保証、改善のために学習成果を焦点化した査定のPDCAサイクルを活用している。

そのサイクルは、科目担当者の各科目においてのカリキュラム・マップへの科目の到達目標への達成度の記入や、学生の GPA 分布図等による自己評価と、学生のアンケートや、地域社会、外部評価などのフィードバックを基にした点検に基づいている。

さらに、授業改善アンケートや短大生調査や助言評価委員会の外部評価や本学卒業生の仕事ぶりに関するアンケートも活用しながら自己点検を行っている。

これらを踏まえて、各学科・専攻においてFDを実施し、教育の向上・充実につなげている。また、このFDの中で査定の手法の点検を行っている。



本学では、建学の精神に基づいた「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)」に沿って入学から卒業までの2年間を組み立てている。

教育活動を実施するにあたり、学校教育法を順守し、短期大学設置基準等の関係法令の変更などの通達に従い適宜確認し、法令順守に努めている。

平成 29 年文科省省令により、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、幼稚園教育要領、小学校、中学校学習指導要領の全部を改正する告示が公示された。

令和元年 3 月には、文部科学省による教職課程の再課程認定審査が認可され、令和元年度より生活科学科食物栄養専攻（栄養教諭二種）と、同じく福祉こども専攻（幼稚園教諭二種）の新教育課程を開講し、令和 2 年度は教職新課程の完成年度を終了することができた。

令和 2 年度遠隔授業開講にあたっては、短大設置基準と文科省通達（遠隔授業に関する特例）に従った学則変更を 4 月に行った。令和 3 年度は、令和 4 年度より改訂される短期大学三つの方針に基づく、教育課程の改訂を反映した学則の変更届け出を 3 月に完了した。

教育職員免許法施行規則の改正により、令和 4 年度から、複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備すること、また教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表することが求められることとなった。本学では、令和 4 年度より教職支援室を設置し、教職支援室を中心に自己点検・評価に取り組んでいる。報告書がまとまり次第、ホームページにて公表する予定である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

- (1) 自己点検・評価の結果について、各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組んでいるが、結果の活用については各部署の判断に委ねている。関係部署および関係者が確実に改革・改善に活用できるようにしていくことが課題である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(1)

①兼任も含めて職員に建学の精神が共有されているかどうか、年に 2 回実施される重点目標報告会の SD 研修で確認していく。その際に、教員にも確認する。

▶実施状況：年に 2 回実施される重点目標報告会の冒頭の学長挨拶において確認している。

②また、令和 2 年度より修道会から宗教主事が派遣され、教職員がより深くキリスト教学や建学の精神を理解できるように支援を実施する。

▶実施状況：令和 2 年度以降、全体教職員会の開始時に宗教主事によるキリスト教や建学の精神に関わる講話をいただき、その後主の祈りを唱えている。

③生涯学習センターや様々な地域連携活動が、財的に独立採算でできるように補助金の獲得を目指すことと、学生には無料の合同講座の開設や、様々な地域貢献活動への学生の参加を促し、教育活動の一環として学生への学びの場を提供していく。

▶実施状況：補助金の獲得については、今後も継続して取り組む。

▶実施状況：継続して、学生に対する教育活動の一環として学びの場を提供している。

(2)

①平成 30 年度に引き続き、令和元年（2019）年度も、SD・FD 研修会において各部署の年間目標の中間報告と年間報告を全教職員で共有し、学科・専攻ごとの教育効果について検討を続けた。今後も引き続き、全学での教育効果について検討する機会を設ける。

▶実施状況：継続して各部署の年間目標の中間報告と年間報告を全教職員で共有している。

②さらに、前期 SD・FD 研修会における各部署年間目標中間報告会に、学生会有志が参加し、自らの学科の学習成果と教育課程の関連について、教職員と情報共有する機会をもつことができた。今後は、学生と教職員がともに、教育効果について情報共有し、考え合う機会を増やし、そこで得られた知見を教育効果の改善に寄与させていく。

▶実施状況：継続して各部署年間目標中間報告会へ学生会有志が参加し情報共有している。考え合う機会については、報告会における質疑応答を通して実現している。

③今年度より、施行し編成した幼稚園教諭教職養成課程と保育士養成課程における新教育課程の教育目的・目標について、作成したカリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップに基づいて定期的点検を今後も行う。

▶実施状況：継続して定期的点検を行っている。

④共通教育と専門教育の学習成果については、教育目的・目標に対しての到達度を、全学統一形式のカリキュラム・マップに記載した。科目ごとの到達度を一覧にしなが、学科・専攻におけるの系統性を可視化し、教育課程における学習のプロセスを確認するために活用を開始している。共通教育と専門教育との系統性を明確にし、短期大学としての学習成果を定義していく。

▶実施状況：継続してカリキュラム・マップを活用し、学習成果到達度の確認を行っている。

⑤学科・専攻におけるの学習成果については、科目ごとの学習到達度と教育目標との

関連性や、学習者個別の到達度との関連性についても、今後、明確にしていく。

▶実施状況：今後の課題である。

⑥学習成果やカリキュラム・マップを学外にどのように表明していくのか、検討を続ける。教育の効果を高めるために、学習成果を量的、質的に測定し、可視化する仕組みをさらに構築・拡充していく。

▶実施状況：令和4年度より、新教育課程の履修系統を明確化したカリキュラム・マップを公表している。

(3)

①自己点検・評価の結果についての「課題」および「改善計画」を具体的に示し、特に「改善計画」については工程等も含めた改善計画を具体的に示して、自己点検・評価の結果を短期大学の教育の改革・改善に活用していく。

▶実施状況：工程等を含めた改善計画となるよう努めている。

②学科・専攻ごとの教育課程の学習成果と短期大学としての学習成果の査定の方法について、検討委員会を設置し検討していく。

▶実施状況：今後の検討課題である。

③学習成果を可視化する手段としてのカリキュラム・マップを学外にどのように表明していくのか、検討を進める。学習成果を量的、質的に測定し、可視化する仕組みをさらに構築・拡充していく。

▶実施状況：令和4年度より、新教育課程の履修系統を明確化したカリキュラム・マップを公表している。

▶実施状況：学習成果を量的、質的に測定し、可視化する仕組みの構築については引き続き検討していく。

④自己点検・評価の結果について、短期大学全体として共通の理解を図り、同じ方向性を持って短期大学としての改革・改善に活用することについて検討していく。

▶実施状況：継続して検討していかなければならない課題である。今年度の自己点検・評価の<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>として次の課題を挙げた。

「自己点検・評価の結果について、各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組んでいるが、結果の活用については各部署の判断に委ねている。関係部署および関係者が確実に改革・改善に活用できるようにしていくことが課題である。」

課題に対する改善計画を次のとおり掲げた。

「自己点検・評価の結果を各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組むことができるよう、結果を確実に共有する機会を持つ。これまでも部科長会において自己点検・評価報告書の完成を報告していたが、課題や改善計画について詳細に確認することはなかった。必要に応じて丁寧に確認して各部署の活用に関

びつけていく。」

⑤今後も助言評価委員会を継続し、本学教育活動の改善に役立つ具体的提案ができるように充実していく。

▶実施状況：毎年度、助言評価委員会を開催している。評価委員からの意見を改善に生かしている。

⑥高等学校の意見を聴取する体制を早急に整える。

▶実施状況：桜の聖母短期大学助言評価委員会の委員として、令和3年度から福島県立高校の校長を委員として委嘱し意見を聴取している。

⑦自己点検・評価への学生参加の取り組み方について、継続し改善する。

▶実施状況：継続して各部署年間目標中間報告会へ学生会有志が参加し情報共有している。

(4) 令和2年度、ホームページに短期大学としての学習成果が、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）であることを明文化し、公表する予定である。

▶実施状況：令和2年度よりホームページにおいて学習成果を公表している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 建学の精神に関わる授業科目「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」と「福祉学Ⅰ・Ⅱ」の授業内容について、引き続き連携を図る。令和4年度は「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」の担当教員が「福祉学Ⅰ」を参観した。令和5年度は「福祉学Ⅰ・Ⅱ」の担当教員が「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」を参観する予定である。

(2) 生涯学習センターや様々な地域連携活動が、財的に独立採算でできるように補助金の獲得を目指し、学生には無料の合同講座の開設や、様々な地域貢献活動への学生の参加を促し、教育活動の一環として学生への学びの場を提供していく。

(3) 生涯学習センターを窓口として迎え入れている多くの地域の成人学習者について、学習成果の活用や在学生を含む多世代の結びつきをどのようにコーディネートするかについて、生涯学習センターを中心に検討する。

(4) 「三つの方針」および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応する成果として定めている「学習成果」について、各学科・専攻において総括と改善のための点検・評価を行う。

(5) 自己点検・評価の結果を各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改

革・改善に取り組むことができるよう、結果を確実に共有する機会を持つ。これまでも部科長会において自己点検・評価報告書の完成を報告していたが、課題や改善計画について詳細に確認することはなかった。必要に応じて丁寧に確認して各部署の活用に結びつけていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

桜の聖母短期大学は、設置母体であるコングレガシオン・ド・ノートルダムのミッション・ステートメントを教育の基本理念とし、建学の精神に基づき、三つの方針は作られた。

短期大学として、共通教育課程と各専門教育課程を修め、正課教育の到達目標として短期大学士に関する卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

各学科・専攻の「目指すべき人材像」は学科・専攻ごとの教育目的・目標を表しており、それを具体化した到達目標が卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）であり、学習成果である。

キャリア教養学科、生活科学科の令和 4 年度入学生の「目指すべき人材像」と「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）」は以下のとおりである。

【キャリア教養学科】

目指すべき人材像

愛と奉仕に生きる良き社会人として、以下の能力と資質を身につけ、コミュニティに貢献できる人材を養成する。

- 1 グローバル化する情報社会で必要とされる政治、経済、縫製、文化などに関する高度な教養
- 2 職業スキルと語学力
- 3 主体的に学び続け、「なりたい自分」の実現に向けて行動できる力

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

＜知識・技能＞

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 コミュニティの課題を発見して、それを解決していけるような高度で幅広い教養を修得している。

<思考力・判断力・表現力>

- 3 自ら設定した課題について、多様な視点から建設的に考察することができる。
- 4 学んだ知識を有機的に結び付けて、コミュニティに貢献することができる。
- 5 他者と協働するためのスキルの修得を通じて、社会人として自らを発信することができる。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 6 社会人における自分の役割を自覚し、常に学び続けながら自らの力を高めることができる。
- 7 多様な人々とつながるコミュニケーション力と真摯な態度を修得している。

【生活科学科】

【食物栄養専攻】

目指すべき人材像

愛と奉仕に生きるよき社会人として、現代の社会生活における現状と課題を深く理解し、専門的知識と技術を身に付け、主体的に学び続けながら、地域に貢献できる以下の人材を養成する。

- 1 食と栄養に関する確かな専門的知識と技術を身につけている人。
- 2 社会の変化に対応して、自発的に学び続ける人。
- 3 多様な人々と協働できるコミュニケーション力を持つ人。
- 4 地域の健康づくりや生活習慣病予防に貢献できる実践力を持つ人

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 栄養士として求められる専門的知識と確かな技術を修得している。
- 3 栄養士になるために、社会人として必要な教養を修得している。

<思考・判断力・表現力>

- 4 社会のニーズに対応できる食育・栄養の専門的知識とプレゼンテーション能力を修得している。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 5 「いのち」を守るために、多様な人々と協働して課題の発見・解決に取り組むことができる。

【福祉こども専攻】

目指すべき人材像

愛と奉仕に生きる良き社会人として、現代の社会生活における現状と課題を深く理解し、専門的知識と技術を身に付け、主体的に学び続けながら、地域に貢献できる以下の人材を養成する。

- 1 こどもの保育・教育及び社会的養護に必要な専門的知識と技術を身につけている

人。

- 2 こども一人ひとりの育ちを大切にする人。
- 3 自ら気づき行動する人。
- 4 多様な人々と協働しながら地域に貢献できる人

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 保育者として求められる専門的知識・技術を修得している。
- 3 保育者になるために、社会人として必要な教養を修得している。

<思考力・判断力・表現力>

- 4 こどもや家庭及び地域について理解し、保育実践から学ぶ姿勢を身につけている。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 5 保育者に必要なコミュニケーション力を身につけている。
- 6 保育者として多様な人々と協働する必要性を理解できる。
- 7 「子どもの最善の利益」を考え続けることができる。

短期大学としての三つの方針では、卒業要件（62単位取得と必修等の要件）を満たすことを定めている。しかし、成績評価の基準や資格取得の要件は明確に示されていない。

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、文部科学省が提示する「学力の3要素」を踏まえて作成されたものであり、社会的・国際的に通用性がある。また、社会的・国際的に通用性があることを示すために学内外に公表している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の点検については、<区分 基準Ⅰ-C-2の現状>に示した教育の質保証・改善のための査定システムにおいて点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定してい

る。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識・技能・態度などを習得させるため、学科・専攻教育課程を短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成している。

学習成果に対応した授業科目を編成している。各学科・専攻において作成しているカリキュラム・マップにおいて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の具体的項目と授業科目との対応を明確にしている。

単位の実質化を図り、年間または学期において履修できる単位数の上限を定め（キャップ制）、学生ハンドブック履修要項に、学科・専攻において上限を別に定めることについて記している。

成績評価については、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行っている。学則において「単位の授与」「単位の認定」「成績評価」「追試験及び再試験」について明らかにしている。

シラバスには必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

学科・専攻課程の教育課程の見直しについては、<区分 基準Ⅰ-C-2の現状>に示した教育の質保証・改善のための査定システムにおいて点検している。

キャリア教養学科、生活科学科における令和4年度入学生の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、以下に述べる。

【キャリア教養学科】

キャリア教養学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

<知識・理解>

- 1 建学の精神を理解する科目を編成する。
- 2 コミュニティの課題を深く考えるための政治、経済、法制、文化などに関するアカデミックな知識を培う科目を体系的に編成する。

3 自己理解を深めるために、職業スキルやメディア・リテラシーに関する力を育むための科目を編成する。

<思考力・判断力・表現力>

4 特別研究などの科目を通じて、コミュニティで生じている複雑な問題に対処するための科目を編成する。

5 ものごとを俯瞰しながら細やかな配慮ができる力を養える科目を編成する。

6 主体的に知をつなぎ、統合する力を養う科目を編成する。

7 長期的なライフ・キャリアを見据える力を涵養する科目を編成する。

8 他者の声に耳を傾け、自分の考えを多様な表現によって伝えることができるようになる科目を編成する。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

9 相手の立場に立ち、違いを受け容れ、協働できる科目を編成する。

10 強くてしなやかな意思と、誰かのために一步を踏み出す力を養う科目を編成する。

キャリア教養学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、定められた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、また、短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成されている。

授業科目は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成され、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示された学習成果に対応している。

本学科では、教育の目的・目標に掲げた人材を育成するため、専門科目を「初年次教育」（2科目）「専門教養領域」（18科目）「職業スキル領域」（18科目）「外国語・海外事情領域」（19科目）「総合的研究」（6分野の特別研究×前期・後期）「司書」（13科目／「生涯学習概論」は「学科専門科目」にも含む）の5つに分類している。

これら授業科目と学習成果との関係は、カリキュラム・マップに示されている。

また、シラバスには、学習成果がより具体的な「目標」として明記されている。

配置された専門科目のうち、必修科目は5科目、選択科目は57科目である。

また、司書の資格を取得するには、司書課程の13科目すべてを履修することが求められる。

キャリア教養学科では、学生が卒業後の進路に応じ主体的に科目を選択し体系的に学習を進められるよう、学習と科目選択の指針として3つのコース（地域デザインコース・グローバル観光コース・ビジネスキャリアコース）を提示している。また、学生が体系的に学習を進められるよう、履修モデルごとにカリキュラム・ツリーを作成し、各科目の関係や学びの順序を明確にしている。

また、司書資格のほか、ビジネス実務士資格、実践キャリア実務士資格、社会福祉主事任用資格、ピアヘルパー受験資格を取得可能なカリキュラムを編成している。

更に、医療事務検定、TOEIC、ファイナンシャル・プランニング技能検定や四年制大学への編入学については、試験勉強に役立つ授業科目が配置されている。

キャリア教養学科では、単位の実質化を図るため、専門科目の履修単位数に上限を

定めている。

また、学生に予習・復習を促すため、シラバスには、必要な予習・復習時間や内容、教科書・参考書等が明記されている。

成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

成績評価については、学則で規定し、その客観性及び厳格性を確保し、学生に対しその基準をあらかじめ明示するため、学生ハンドブックに明記している。

シラバスには、学習成果（目標）、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書など必要な項目が明記されている。

令和3年度より、短大三つの方針の改訂に伴う教育課程の改訂が行われ、令和4年度入学生より新カリキュラムが開始された。

【生活科学科】

生活科学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【食物栄養専攻】

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解する科目を編成する
- 2 人体・栄養・健康に関する知識と技術を修得する科目を編成する。
- 3 食品・調理に関する知識と技術を修得する科目を編成する。
- 4 社会生活・文化に関する知識と技術を修得する科目を編成する。

<思考力・判断力・表現力>

- 5 コミュニケーション力・プレゼンテーション力・課題解決力に関する知識と技術を修得する科目を編成する。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 6 社会の変化に対応して、自発的に学び続け、多様な人々と協働し、地域の健康づくりや生活習慣病予防に貢献できる実践力を修得する科目を編成する。

【福祉こども専攻】

<知識・技能>・<思考力・判断力・表現力>

- 1 建学の精神を理解する科目を編成する。
- 2 保育の本質、保育の内容・方法、保育の表現技術に関する知識と技術を修得する科目を編成する。
- 3 こどもの発達の特性と発達過程についての知識を修得する科目を編成する。
- 4 こどもの生活習慣についての知識と技術を修得する科目を編成する。
- 5 保育の現場（幼稚園、保育所、施設など）や家庭を理解する科目を編成する。
- 6 教職・教育課程の意義、各教科の指導法、教育の方法の知識と技術を修得する科目を編成する。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協同性）>

- 7 保育者に必要な感性、協調性、主体性を培う科目を編成する。

- 8 多様な人々と関わりながら協働し、課題を解決できるようになる科目を編成する。
- 9 家庭や地域と連携をし、「子どもの最善の利益」を考え続けることができるようになる科目を編成する。

生活科学科「食物栄養専攻」と「福祉こども専攻」の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ定められた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、また、短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成されている。

授業科目は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成され、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示された学習成果に対応している。

「食物栄養専攻」では、栄養士及び栄養教諭として求められる専門知識・技術、実践能力を修得するために、栄養士資格に関しては「栄養士法施行規則」、栄養教諭二種免許取得に関しては栄養士資格を基礎とした「教員免許法施行規則」に定められた科目を柱として授業を体系的に編成している。

また、「福祉こども専攻」では、幼稚園教諭及び保育士として求められる専門知識・技術、実践能力を修得するために幼稚園教諭二種免許取得に関しては「教員免許法施行規則」に定められた科目、保育士資格に関しては「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に定められた科目を柱として授業科目を体系的に編成している。

これら授業科目と学習成果との関係は、カリキュラム・マップに示されている。

「食物栄養専攻」では、栄養士養成のためのコアカリキュラムを網羅した体系的な教育内容とするため、学習年次や開講時期を変更し、平成 24 年度より実施している。平成 26 年度はカリキュラム・ツリーを作成し、平成 27 年度は献立作成能力向上を目指し、カリキュラム・ツリーの見直し作業、科目間の連携強化を図った。平成 28 年度は栄養教諭のカリキュラム・ツリーの見直しを図った。

令和 2 年度より、カリキュラムの見直しを開始し、令和 3 年度短大三つの方針の改訂に伴う教育課程の改訂を行い、令和 4 年度入学生より新カリキュラムが開始された。

「福祉こども専攻」においては、保育実習、幼稚園教育実習を核とした科目間連携をもとにした、カリキュラム・ツリーについての検討を平成 27 年度より継続している。

「保育基礎演習」「保育相談実践演習」「保育・教職実践演習」等の科目と学内子育て支援広場の課外活用において、実践的学修方法を構築してきた。

令和元年度より、文部科学省告示の幼稚園教諭養成課程、厚生労働省告示による保育士養成課程の新教育課程に基づき、各教科の新シラバスが作成され、開講された。新科目を含めた科目間連携を目的としたカリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ改訂が行われた。

令和 3 年度より、短大三つの方針の改訂に伴う教育課程の改訂が行われ、令和 4 年度入学生より新カリキュラムが開始された。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の学習の基礎となる教養科目を各学科・専攻の共通科目と位置づけている。令和4年度入学生からの新カリキュラムでは、共通科目の目的を、教養科目を通して、建学の精神について学び、生涯を通して学習していく主体性や、多様な人々と協働しつつ学習する態度を身につけることとしている。この目的を達成するために17科目を開設・開講している。このことから教養教育の内容と実施体制は確立しているといえる。

教養科目と専門教育との関連を明確に示すために、学科・専攻の学年・学期別に科目配置を行い、学習の系統化と総合化を図り、カリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップに明示している。

教養教育の効果については、科目ごとにカリキュラム・マップ（ループリック）の到達目標の到達度において測定・評価し、改善に生かしている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

学科・専攻課程における専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。「キャリア教養学科」「生活科学科」の具体的な職業教育は次のとおりである。

【キャリア教養学科】

キャリア教養学科では、学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。本学科は、3つのコース（地域デザインコース・グローバル観光コース・ビジネスキャリアコース）を提示し、学生が希望する進路に進むために履修することが望ましい科目を示している。

また、学生が卒業後の進路を明確にし、社会人として必要なマナー、スキル、主体

的な態度等を身につけられるよう専門科目として「職業スキルの領域」の科目（キャリア形成論、ビジネス実務、インターンシップ、リーダーシップ入門など）を配置している。

また、課題を発見し解決する力、多様な人と協働する力など社会人として必要な能力を身に付けられるよう、多くの科目で主体的、対話的な深い学び（アクティブ・ラーニング）を取り入れることに努めている。

このような取り組みについては、年 1 回開催されている助言評価委員会の意見、短大生調査、卒業生調査、就職先企業等を対象としたアンケート結果や進路一覧等を基に、学科会議において定期的に評価し、改善を行っている。

【生活科学科】

生活科学科では、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

食物栄養専攻では、栄養士免許取得に向けて講義や演習などに加えて学内カフェテリア（給食管理実習室）において、学内実習として 1 年次「給食管理・学内実習Ⅰ」、2 年次「給食管理・学内実習Ⅱ」をそれぞれ実施している。これらの学内実習を踏まえて、2 年次「給食管理・学外実習」を実施している。また、職業教育の効果を測定・評価し、改善するために家庭料理技能検定を取り入れて、知識及び技能の評価を行っている。

また、栄養教諭二種免許状取得のための「栄養教育実習」では、5 日間の教育実習を行う。教育実習の前後に「栄養教育実習事前事後指導」を履修することにより、学生は教育実習の準備と振り返りを行い、経験を深めることができる。

福祉こども専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状取得のため、学内で受講する講義や演習などに加えて、1 年次「保育実習Ⅰ（保育所）」「幼稚園教育実習Ⅰ」、2 年次「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅱ・Ⅲ」「幼稚園教育実習Ⅱ」の学外実習を行う。各実習の前後に「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「幼稚園教育実習事前事後指導」を履修することにより、学生は教育実習の準備と振り返りを行い、経験を深めることができる。

学外実習事前の 1 年次前期から、学内子育て支援施設「親と子のひろば」と地域子育て支援広場「さくらっこ広場」、市内保育園での参加観察実習を課外学習として取り入れた教科目「保育基礎演習」で、子どもと関わり、保育現場に実習に入る基礎を体験的に学んでいる。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大が継続したが、市内保育園で参加観察の引き受けが可能となり、1 年次前期に実施した。

授業科目での「知識・技術」を現場実習の中で、体験的に捉え直し、省察する主体的、対話的な深い学びを繰り返すことで、現場で「考え続け、学び続ける保育者」としての「意欲や態度」それに伴う「思考力・探究力」を、育成している。

このような取り組みについては、年 1 回開催されている助言評価委員会の意見、短大生調査、卒業生調査、就職先企業等を対象としたアンケート結果や進路一覧等を基に、学科・専攻会議において定期的に評価し、改善を行っている。

職業教育に関する効果・測定・評価は、「本学卒業生の仕事ぶりに関するアンケート」により、就業先への接続に関して調査を行い、職業教育の構築の在り方についての点検評価を行い、改善を継続している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は学習成果に対応している。キャリア教養学科、生活科学科の令和4年度入学生の「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は以下のとおりである。

【キャリア教養学科】

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解しようとする意欲のある人。
- 2 入学後の学修に必要な基礎学力としての知識を有している人。

<思考力・判断力・表現力>

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 3 自ら考え行動し、何事にも積極的に参加しようという意欲を持つ人。
- 4 多様な人とコミュニケーションをとって、自らのキャリアを切り開く意思がある人。
- 5 コミュニティを理解するための教養と自立のための実学を身につけたいという意欲を持つ人。

【生活科学科】

【食物栄養専攻】

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

<知識・技能><思考・判断力・表現力>

- 1 建学の精神を理解しようとする意欲のある人。
 - 2 入学後の学修に必要な基礎学力としての知識を有している人。
- <主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>
- 3 食に関心があり、学ぶ意欲がある人。
 - 4 思いやりの心を持ち、チームで協働できる人。
 - 5 食の専門家になるための明確な目的意識を持ち、努力ができる人。

【福祉こども専攻】

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

<知識・技能><思考・判断力・表現力>

- 1 建学の精神を理解しようとする意欲のある人。
 - 2 入学後の学修に必要な基礎学力としての知識及び課題に取り組む技術を有している人。
 - 3 問題、課題に対し、自らが持つ知識、教養を用いて思考し、主体的に判断をして、問題、課題に取り組める人。
- <主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>
- 4 保育について学ぶ強い意志を持つ人。
 - 5 思いやりの心を持ち、チームで協働できる人。
 - 6 こどもの育ちを大切に考え、問題意識を持って行動できる人。

学生募集要項に入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示している。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。学生募集要項において、「本学は、本学での学修に対する目的や意欲を持ち、高等学校までの学習及び経験を通じての基礎的な知識・技能・態度を身につけ、さまざまな課題について主体的に考え実践し、その知識等や考え実践した事を表現し、多様な人々と協働しつつ学修する態度の基礎を身につけている人を受け入れます」とし、このような入学者を適正に選抜するため、次のイ～ホに留意した多様な選抜を実施することを示している。

- イ 高等学校卒業程度の教育課程を経て、基礎的な知識を修得していること（知識・技能）
- ロ 高等学校までの履修内容のうち日本語能力の基礎的な内容を身につけていること（知識・技能）
- ハ さまざまな課題について、知識や情報をもとに、筋道を立てて考えたことを表現できること（思考力・判断力・表現力）
- ニ 学びたい学科・専攻の知識や経験を多様な人々と協働して社会で活かしたいという目的意識と意欲があること（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
- ホ 入学前教育として求められる基礎的な知識を身につけるための課題に最後まで

取り組む意志があること（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）これらに対応する入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を各学科において定めており、入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示しているといえる。

入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。本学は入学者選抜の方法として、「学校推薦型選抜（指定校）」、「学校推薦型選抜公募」、「帰国子女選抜」、「社会人選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「外国人学生選抜」、「総合型選抜」制度を設けている。それぞれの選抜について、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応していることを確認し明確にしている。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。それぞれの選抜方法において出願資格を明確にしたうえで、選抜に関わる項目や配点を明確に示し、基準に基づく選考を公正かつ適正に実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、学生募集要項、ウェブサイト、オープンキャンパスにおいて入学金を含む学生納付金等の一覧を明示、説明をしている。また、学生納付金等の延納・分割納入にかかわる特別措置についても、学生募集要項に明示し個別の相談に対応している。

平成 30 年度に「アドミッションセンター」を設置しアドミッションセンター長及びアドミッションオフィサーを配置し、入学から卒業まで一貫した支援体制にしている。

受験の問い合わせや資料請求については、直通の電話番号を設置し、PC サイト・スマホサイトに問い合わせフォームを整備し対応している。

受験の問い合わせなどに対しては、アドミッションセンターが適切に対応している。また、1 年間をとおして学内見学及び短大説明の機会を設け、個別対応に対応している。

教職員による高校訪問を通して得た高等学校関係者からの様々な意見は「訪問報告書（出張報告）」記載を求め、入試センターで PDF に変換・共有ファイルに保存し情報の共有を図っている。また、5 月に本学主催で開催している学校・入試説明会では、質疑・応答の時間を設け、直接高校教員からの様々な意見を聴取し対応している。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に限定して意見を聴取しているわけではないが、高等学校関係者からの様々な意見を踏まえて入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果には具体性がある。キャリア教養学科、生活科学科の令和 4 年度入学生の

学習成果は以下のとおりである。

【キャリア教養学科】

学習成果

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 コミュニティの課題を発見して、それを解決していけるような高度で幅広い教養を修得している

<思考力・判断力・表現力>

- 3 自ら設定した課題について、多様な視点から建設的に考察することができる。
- 4 学んだ知識を有機的に結び付けて、コミュニティに貢献することができる。
- 5 他者と協働するためのスキルの修得を通じて、社会人として自らを発信することができる。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 6 社会人における自分の役割を自覚し、常に学び続けながら自らの力を高めることができる。
- 7 多様な人々をつながるコミュニケーション力と真摯な態度を修得している。

【生活科学科】

【食物栄養専攻】

学習成果

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 栄養士として求められる専門的知識と確かな技術を修得している。
- 3 栄養士になるために、社会人として必要な教養を修得している。

<思考・判断力・表現力>

- 4 社会のニーズに対応できる食育・栄養の専門的知識とプレゼンテーション能力を修得している。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 5 「いのち」を守るために、多様な人々と協働して課題の発見・解決に取り組むことができる。

【福祉こども専攻】

学習成果

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 保育者として求められる専門的知識・技術を修得している。
- 3 保育者になるために、社会人として必要な教養を修得している。

<思考力・判断力・表現力>

- 4 こどもや家庭及び地域について理解し、保育実践から学ぶ姿勢を身につけている。

- <主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>
- 5 保育者に必要なコミュニケーション力を身につけている。
 - 6 保育者として多様な人々と協働する必要性を理解できる。
 - 7 「子どもの最善の利益」を考え続けることができる。

各学科のより具体性のある学習成果について次にまとめる。

以下に述べる資格取得等は、キャリア教養学科におけるより具体性のある学習成果である。

すなわち、学生ハンドブックに明記された必要科目を修得することにより、司書資格、ビジネス実務士資格、実践キャリア実務士資格や社会福祉主事任用資格については、それぞれの資格を取得することができ、ピアヘルパーについては受験資格を得ることができる。また、医療事務検定、TOEIC、ファイナンシャル・プランニング技能検定や編入学試験については、資格取得や受験に役立つ授業科目が配置されている。

学習成果を2年間で獲得できるよう、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、教育課程が編成されている。学習成果の獲得状況は、特別研究の授業を通して測定・評価するために令和元年度に作成された特別研究ルーブリックによって測定可能である。

また、単位認定状況、短大生調査、在学生アンケート、桜の聖母短期大学卒業生調査、本学卒業生の仕事ぶりに関するアンケートなどからも学習成果を量的、質的に測定することが可能である。

以下に述べる資格取得等は、生活科学科におけるより具体性のある学習成果である。

すなわち学生ハンドブックに明記された必要科目を修得することにより、食物栄養専攻では栄養士、栄養教諭二種免許、ビジネス実務士資格、社会福祉主事任用資格を取得することができる。また、フードサイエンティスト、フードコーディネーター3級については資格取得や受験に役立つ授業科目が配置されている。

また、栄養士として求められる専門性は、知識理解と技術及びその応用が総合的に反映され、実践できる力として評価される。基礎となる知識理解は、栄養士実力認定試験において、調理技術の向上は家庭料理技能検定3級において図られており、定量的な数値目標として学習成果が示されている。

福祉こども専攻では、保育士、幼稚園教諭二種免許、ビジネス実務士資格、社会福祉主事任用資格を取得することができる。これら資格取得は、具体性のある学習成果である。

一方、幼稚園教諭及び保育士として求められる専門性は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許の資格を取得することを基礎に、「保育の質」「子どもの最善の利益」を担保できる保育者養成を目指した学習成果を上げるための、保育者養成の教育課程を構築してきた。これらの学習成果は、単位認定状況表、短大生調査、在学生アンケート、桜の聖母短期大学卒業生調査、本学卒業生の仕事ぶりに関するアンケートなどから量的、質的に測定可能である。

学習成果は一定期間内で獲得可能である。先述の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）」に対応させた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

に基づく教育課程により、2年間で獲得することが可能である。

学習成果は測定可能である。各学科・専攻共通の教養科目および各学科・専攻の専門科目と各学科・専攻の学習成果を対応させたカリキュラム・マップを作成している。また、カリキュラム・マップにおいて、科目ごとに学習成果に対応する到達目標を最重点目標・重点目標として定めている。このカリキュラム・マップを用いて、教授ポートフォリオを作成し、学習成果を測定している。教授ポートフォリオには、科目担当教員が学習者の成績評価をふまえて科目として掲げる到達目標の到達レベルを分析・評価しその結果を記入すると同時に、学習成果に対応する到達目標として定める最重点目標・重点目標を4段階で評価して記入している。科目ごとの学習成果の測定を積み重ね、最終的には各学科・専攻の教育課程レベルの学習成果の測定に活用している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。

各授業科目や教育課程の学習成果を測定・評価するために、成績評価（秀、優、良、可、不可）の分布、GPAの分布、資格等の取得状況、試験の合格状況、カリキュラム・マップ（教授ポートフォリオ）等を活用している。

また、キャリア教養学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示された学習成果の獲得状況を特別研究の授業を通して測定・評価するために、特別研究ループリックを活用した。

学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

教育課程の学習成果の獲得状況等を、学生や就職先企業等の視点で量的・質的データに基づき評価するために、短大生調査、卒業生調査、在学生アンケート、卒業生の仕事ぶりアンケート、進路一覧等を活用している。この他、外部の評価により学習成果の獲得状況を把握する指標として、編入学試験や資格試験の合格状況がある。

学習成果の獲得状況の把握に関わる量的・質的データの一部は本学ホームページ等で公表しているが、学習成果をこれらの量的・質的データに基づき評価し、公表するには至っていない。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

キャリア支援センターでは毎年2月に学生の就職先に対して、卒業生の仕事ぶりに関するアンケートを実施している。

令和2年度から、各学科・専攻で定めた正課教育の到達目標を観点とした評価内容に変更し、5段階評価から4段階評価にすることで学生の成長及び改善点を明確化した。更に、当アンケートは、卒業生の異動調査も兼ねており対象者を卒後2年から3年へと拡張したことで卒後3年までの現況把握を可能とした。企業や園等から寄せられたコメントについても学内関係者と情報共有を図っている。キャリア支援センターの教職員は学生の就職先企業・保育園の人事担当者等による本学訪問の際に、卒業生の状況について聞き取りを行った。

この他、生活科学科（食物栄養専攻、福祉こども専攻）では、教員が実習先を訪問した際に、学生や卒業生の状況等について聴取し、学習成果の点検に活用している。

また、キャリア支援センターの職員がインターンシップの受け入れ先企業等を訪問した際に学生の状況等について聴取している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

(1) 基準Ⅱ-A-1における自己点検・評価のための観点の一つとして、

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

ことが挙げられている。しかし、本学の現状は、短期大学としての三つの方針において、卒業要件（62単位取得と必修等の要件）を満たすことを定めているが、成績評価の基準や資格取得の要件は明確に示されていない。「成績評価の基準」、「資格取得の要件」について明確に示す必要がある。

(2) 基準Ⅱ-A-5における自己点検・評価のための観点の一つとして、

(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

ことが挙げられているが、本学の状況は十分とは言えない。高等学校関係者の意見を聴取して定期的に点検する体制を整える必要がある。

(3) 基準Ⅱ-A-7における自己点検・評価のための観点の一つとして、

(3) 学習成果

を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

学習成果の獲得状況の把握に関わる量的・質的データの一部は本学ホームページ等で公表しているが、学習成果をこれらの量的・質的データに基づき評価し、公表するには至っておらず、評価する体制を整える必要がある。

(4) キャリア教養学科では、令和4年度に導入した3コース（地域デザインコース・グローバル観光コース・ビジネスキャリアコース）の特徴の明確化や学生の就職・進学先が各コースの特徴が反映できるように学生支援を行うことが課題である。

(5) 令和4年度教育課程の改訂に伴い、生活科学科では、初年次教育を改訂した。初年次教育の学習成果について、完成年度となる令和5年度に総括、点検評価することが課題である。福祉こども専攻では、就職支援、編入支援、ピアノ講座を課外講座として開講した。令和5年度に講座の学習成果について点検評価することが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況进行评估している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のため

に支援を行っている。

- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、学生の学習成果の獲得状況を前期・後期ごとに回覧する成績分布資料、GPA 一覧表、顧問教員に配布する単位取得状況などで確認して把握している。

教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。授業改善に当たっては、令和3年度まで大学間連携「FD ネットワークつばさ」の授業改善アンケートを採用していたが、令和4年度より本学独自の WEB 方式の授業改善アンケートの実施を開始した。前期末、後期末において各学科・専攻、共通教育ごとに該当する教科についてアンケートを行っている。アンケート結果は授業担当教員へフィードバックし、各教員が自己点検・評価を実施して学務部に提出している。

教員は、学科・専攻ごとに、授業担当者間を超えて、カリキュラム・マップを作成し、科目間連携に努め、系統的な科目履修について情報共有と調整を継続している。

教員は、各学科・専攻、共通科目ごとのカリキュラム・マップに学習成果を4段階に記入し、一覧にして可視化して教授ポートフォリオを作成し、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、履修及び卒業に向けてのガイダンスを、前期1回、後期1回行い、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。事務職員2名（専任2）は、所属部署（学務部）の職務である学生の履修登録手続き、成績処理、成績発表、履修状況の学生への連絡、教員との調整作業等を通して、学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

学務部事務職員は、教員が作成したシラバスを桜の聖母短期大学ウェブサイトで公表し、科目ごとの共通目的・目標を学生に提示するとともに、その達成状況を成績分布一覧や GPA 一覧で把握している。

また、学務部事務職員は、窓口での履修指導業務や教員との連絡調整、前期・後期の学務ガイダンスなどの職務を通じて、学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

図書館は、学生の学習向上のために支援を行っている。図書館には専任職員1名と司書資格を持つ兼任職員1名を配置し、学生の図書館利用の促進を図るため、図書館利用案内や図書館 eBook（電子書籍）の利用案内やパスファインダー（図書の見つけ方）等を実施し、

学生の学習向上のために支援を行っている。

教職員は、図書館の学生の利便性を向上させている。学生の図書館利用を促し、利便性を向上させるため、本の福袋、図書貸出ポイント制度、にぎやかな図書館 Day、学生ボランティアとの連携など、令和3年度に引き続き企画・実施した。令和4年度は、社会人利用者については前年度を上回り地域連携センターとしての目標をクリアすることができた。

教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。令和4年度は令和3年度に発足した学内情報基盤検討委員会（学長招集）が計画を取りまとめ、その計画に則り学生の授業用コンピュータの更新・増備を8月から9月にかけて行った。この更新・増備事業により、デスクトップ型パソコン80台を携行性に優れたタブレット型パソコン110台に置き換えた。また、マルグリット館とマリアンホールの全館においてWi-Fiを整備し、学生・教職員が自身の電子機器を用いて授業を行ったり、受講したりすることのできる環境が整い、活用している。さらにこれに伴う通信品位の向上のため学内LANの再敷設を行い、学内にある計5台のプリンタから、学生が自由に出力できるようになった。このように学内のBYOD対応環境の充実を図り、将来性のある環境が9月末に整った。なお、このプリンタのうち2台は教室外に設置しているため、個人情報に伴う出力による事故を防ぐべく、出力にあたっては学生の本人認証を必要とし、プライバシーとセキュリティに配慮している。この学生の本人認証をより簡易にできるよう、令和5年度の新入生から学生証をICカードに変更する準備にも令和4年度中に着手した。

教職員は、学生によるLAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。上述の環境の運用にあたっては桜の聖母短期大学コンピュータネットワーク等基準に基づき適切に運用しているが、なお適切な利用を促進するために3つのコンピュータ教室内と事務室前、学生ラウンジ内にその基準の内容を噛み砕いた、利用方法に関する案内を制作・掲示し、実効性を高めている。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。新しい情報機器の環境について学生からの質問に適切に対応できるよう、整備が完了した9月28日と29日の計2回にわたって全教職員を対象とした研修会を行ったほか、学生の疑問にも答えられるよう学生対象の研修会を10月18日と26日（同日に2回）の計3回企画した。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備してい

- る。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
 - (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
 - (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
 - (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を桜の聖母短期大学学校案内やウェブサイト[入学案内デジタルパンフレット]等で提供している。

入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション（新入生ガイダンス）を実施している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、学科専攻別に密を避けてガイダンスを開催した。

学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた履修登録、学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。学務部主催の、ガイダンスを前期1回、後期1回行い、教育内容やシラバスについても改めて伝達しながら、履修登録についての助言と補助を行っている。なお、履修や教育内容等に関することについては、年間を通して随時、学務窓口（事務職員）において学生支援を継続している。また、新入生ガイダンスでは、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を含め、図書館、カフェテリア等の施設利用案内、健康支援、アルバイト等について、ポイントを絞って詳細に説明をしている。

学習成果の獲得に向けて、学生便覧として「学生ハンドブック」など、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

基礎学力が不足する学生や能力の差異がある学生に対し、各学科専攻および授業担当教員の判断により必要に応じて個別に補習授業を行っている。

学習上の悩み等の相談に対し、適切な指導助言を行う顧問制度体制を整備している。

進度の早い学生に対し、各学科専攻および授業担当教員の判断により必要に応じて個別に対応している。

学習成果の獲得に向けた留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）について、過去における留学生の受け入れの実績はあるが、現在のところは行っていない。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生指導等）を整備している。その中核を担う教職員組織として、学生支援部を整備している。本組織の中には健康サポート委員会が含まれ、健康管理室、学生相談室を整備し、運営している。また、学生会各種行事がスムーズに運営できるよう、各委員会や行事ごとに担当の教職員を適宜配置し、支援充実のために組織的に活動している。令和4年度は、新しい生活様式に基づき、行事の内容に考慮をし、歓迎会、B&L交流会を前期（4月）、後期（11月）に各1回、あかしや祭（11月）、クリスマスパーティー（12月）、フェアウェルパーティー（3月）、送別会（3月）の全ての行事を実施した。また通常は、委員以外の教職員にも学生会行事には積極的に参加するよう呼びかけ、全学で、学生活動を盛り上げていける体制を整えている。

クラブ活動、学園行事、学友会等、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。全学生をもって構成される学生会及び各学科・専攻の各学年を代表するクラス委員長、副委員長より構成されるB&L委員会は、会員の自主活動を促進し、会員相互の親睦および学生生活の向上を目指し、積極的に活動している。また、学生会とB&L委員会の定期的な会合である学生委員会に、学生支援部長と学生会担当の教員がオブザーバーとして参加している。学生会の下部組織には、選挙管理委員会、あかしや祭実行委員会、歓送迎会実行委員会、B&L交流会実行委員会、フェアウェルパーティー実行委員会、卒業アルバム委員会、クリスマスパーティー実行委員会が設置されている。全ての学生活動において、学生支援部委員を中心とした担当教職員を配置し、学生による活動を後方支援している。クラブ活動においては、ESS（英語劇）、ミリアムローターアクト、P.A.S.S（ダンス）、こども会、マリアンコラール（合唱）、バスケットボール、庭プロジェクトがサークルとして存在おり、顧問教員が配置され、必要に応じて指導、支援を行っているが、新型

コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度より自粛しているサークルが多い。一方、2年生リーダーから次世代のリーダーへ、学生活動の精神とノウハウの着実な継承を目指し、各委員会、サークルの幹部による引き継ぎ会とプランニングを毎年2月に行っている。効果的な引き継ぎに向け、各委員会、サークル共通の引き継ぎフォーマットを活用し、企画運営のノウハウを蓄積している。プランニングにおいては、学生支援部委員の助言のもと企画書を作成し、最後に、学生支援部委員及び他のリーダー達に対しプレゼンテーションを行っている。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。本学では通常、収容定員数の座席を設けた第1学生ホール（学生食堂）にて、食物栄養専攻の学生が授業として行う集団給食の学内実習期間中（6月、7月、11月、12月）において、調理したランチセットを350円で提供しているが、令和2年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団給食の学内実習で調理したランチセットの学生に対する販売を中止した。また、令和2年度より第1学生ホールは、1テーブル（4人掛け）1席とし、最大96名の収容としている。売店は、月曜日～金曜日の11時30分～13時00分の時間において、近隣のスーパーと提携し、弁当類、惣菜、デザート、飲み物等を販売、さらに、火曜日、木曜日においては、障害福祉サービス事業所によるパンの販売を行っている。他にも、飲料水やアイスクリームの自販機も設置している。また、キャンパスから徒歩2分程度の距離にスーパーマーケットやコンビニエンスストアがあり、学生達は利用している。学生のキャンパス・アメニティとして、ミーティングスペースと印刷設備を備えた学生活動室「さくらルーム」や第2学生ホール、ラーニングコモンズ室、学生相談室の開放等、学生らの多様なニーズに配慮している。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第2学生ホールの使用を、令和2年度より禁止している。

本学は学生寮を設置していないが、キャンパス周辺には、本学の学生が優先的に入居できる指定アパートが4棟あり、希望者には各アパートの外観、内観、諸費用、設備、地図等を掲載した小冊子を配布し、随時紹介している。また、指定アパートの管理者とは、毎年9月頃に、定期懇談会を開催している。学生たちの日常生活ニーズを把握する貴重な機会となっており、定期的なコミュニケーションに基づく連携体制の構築が、万が一トラブルが発生した際のスムーズな対応に繋がっている。

通学のための便宜を図っている。通学バスの運行は行っていないが、「桜の聖母短期大学」というバス停があり、市内循環バス2コースが100円で利用できる。本学では交通事故のリスクが危惧されるため、学生による自家用車での通学は原則認めていない。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域在住者等、やむを得ない事情がある場合に限り、本人からの申請があれば、審査の上で例外的に許可することがある。駐輪場は約100台を置けるスペースがあり、駐車場も若干ではあるが有料で貸し出している。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。経済的な支援を必要とする学生には、入学金や学費の減免制度、各種奨学金による支援を行っている。主な経済支援制度は以下の通りである。

- ・ 桜の聖母短期大学奨学金制度
- ・ 桜の聖母短期大学資格特待生奨学金制度

- ・桜の聖母短期大学入学金減免制度
- ・桜の聖母短期大学東日本大震災学生の学生納付金等減免制度
- ・桜の聖母短期大学私費外国人留学生の授業料減免制度
- ・桜の聖母短期大学社会人学生学費減免制度
- ・聖マルグリット・ブールジョア奨学金制度（C.N.D.奨学金）
- ・福島県奨学資金
- ・高等教育の修学支援新制度
- ・日本学生支援機構第1種奨学金
- ・日本学生支援機構第2種奨学金
- ・専門実践教育訓練給付金制度

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。学生が心身ともに健康で明るく充実した学生生活を過ごせるように、学生支援部の組織内に、健康サポート委員会を設置している。健康サポート委員会は、学生の健康管理のために、健康管理室において、有資格者（看護師・養護教諭2種）の兼任職員2名が健康アドバイザーとして交替で勤務しており、体調不良だけでなく、精神面の悩みについても対応している。さらに、心身両面のサポートを目的とした広報誌「さくらウェルネス」を、令和4年度は4回発行し、学生の総合的な健康意識の向上に寄与している。また、多様な学生の個別ニーズに応えるために健康管理室を拠点として、基本的な生活指導や栄養指導等を定期的実施している。学生相談については、健康管理室でのインテークを経て、必要に応じて医療機関を始めとする各専門機関へとリファーしている。面談にあたっては、臨床心理士資格を有する兼任職員1名が、スクールカウンセラーとして週3回程度、学生および保護者らの相談に応じている。令和4年度は、保護者相談はなかった。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。教員・学生間における日常的な個別意見聴取は、顧問制度等を活用することで実現している。また、「なんでも相談・質問・意見箱」が学内に常設されており、全学生は学生生活における意見や要望を自由に、記名もしくは無記名で投書できる。投書による相談や質問に関しては、学生支援部長もしくは関係部署長が文書で回答・掲示をする。令和4年度の投書はなかった。また、学生会役員が中心となって在籍学生からのニーズを把握すべく積極的にアンケートを実施している。意見や提案については、学生支援部委員が学生会役員らと協議の上、改善措置をとり、できるだけ合理的かつ速やかに対処するよう心掛け、その進捗状況も適宜掲示する体制を整えている。さらに、学生会役員は、学長と年に2回（前期1回、後期1回）、直接面談をする場を設け、学生のニーズに基づいた学修環境改善のための提案をしている。

留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。現在、本学に在籍する留学生は皆無だが、以前、留学生を受け入れた時の対応は、学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制として、その留学生の状況に合わせて、主として学務部と学生支援部等が連携し対応した。

社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。社会人学生に対する学習支援は、学務部が窓口となり、受け入れた学科・専攻と連携して学習支援を行っている。また、生涯学習センターと協働で生涯学習を目指す科目等履修生、履修プ

プログラム履修生が受講できる体制を整えている。

障がい者の受入れのための施設を整備する等、障がい者への支援体制を整えている。バリアフリートイレやハンドドライヤー（現在は、新型コロナウイルス感染対策のため使用不可）を増設する等、障がい者の利便性を漸進的に向上させている。また、車椅子利用者を対象に、公道との段差を解消する簡易スロープを設置し、健康管理室前には、ドアの開閉時に職員がサポートできるよう、着座のまま使用可能な内線電話を設置している。

長期履修生を受け入れる態勢を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。マルグリット・ブルジョア賞、学長賞、学長奨励賞等を設け、年度末に表彰している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。本学の学生の主な進路は、就職（民間企業、公務員、保育園・幼稚園等）と進学（四年制大学への編入学、専門学校等）である。令和4年度は、アドミッションセンターが配置されて2年目となる。入試センターとキャリア支援センターにはそれぞれの職員が入試業務及び就職や進学等の支援業務を担当している。キャリア支援センターにはアドミッションセンター長、常勤職員1名、非常勤職員2名が就職、進学等の支援を行っている。

就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。キャリア支援センターは、学科専攻・各顧問と連携して学生の就職支援等を行っている。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。キャリア支援センターは、マルグリット館2階に専用の部屋を設け、個々の学生に寄り添いながら進路実現に向けた支援を行っている。2年生前期の選択科目、キャリアデザインでは、希望する進路（民間企業等への就職、保育園・幼稚園等保育施設への就職、栄養士、公務員、編入学）に分かれて学生の進路支援を行っている。令和4年度入学者からの新カリキュラムにおいては、後期にキャリア支援センター主催の「進路セミナー」を実施した。内定者報告会や社会人先輩からの講話を通して就職希望者への早期支援を図った。キャリア支援センターでは相談ブースを設け、学生の希望時間帯に応じた個別相談を行っている。コロナ禍における選考方法の変化に対応しながら、オンライン面談を取り入れる等、時世に応じた支援に努めた。学生のキャリア支援センター利用にあたっては、総合窓口を設け、来室目的に細やか

に対応した。求人票を分類、整備し学生へ情報提供をおこなっている。また、卒業生からの相談にも対応し、必要に応じ外部機関（特に新卒応援ハローワーク）に接続することで連携支援を図っている。学生への情報提供として、就職内定者による就職活動の記録、企業・業界研究、就職試験、公務員試験等に関する就職関連書籍、大学情報、編入学試験（過去問）情報等、編入学に関する書籍や資料を整備し、学生の進路決定に必要な情報が得られるよう努めている。キャリア支援センター内の学生用 PC で卒業生の「就職活動報告書」（PDF）の閲覧を可能とした。入学時には、学生全員にキャリア支援センター発行のキャリアハンドブックを配布し、キャリア教養学科ではビジネス実務の授業でも活用している。具体的な支援の内容を進路別に説明すると、次の通りである。民間企業への就職を希望する2年生に対しては、求人情報の提供やキャリアデザインの授業を活用しながら学内企業等説明会の開催、面接や履歴書の添削指導を行った。民間企業への就職を希望する1年生に対しては、個別相談を実施し、希望業種・職種についてのヒアリングをおこなった。また、「進路セミナー」を活用し、自己分析講座、就職活動マナー講座、業界・企業・職種研究講座、エントリーシート・応募書類作成指導や業界企業セミナーを実施した。キャリア教養学科、食物栄養専攻、福祉こども専攻とそれぞれの採用動向と特性に応じた進路セミナーを実施した。

キャリア教養学科と食物栄養専攻では、1年生を対象に内定者交流会を開催し、就職活動を終えた2年生から就職活動アドバイスを伝える機会を持ち、1年生のモチベーションアップに繋げた。公務員に合格した先輩と1年生とは、オンラインによる交流会を実施した。新型コロナウイルスの感染防止を図りながら、学内で合同企業説明会を開催し、多数の参加に繋がった。公務員模試試験（1回）と保育士就職模擬試験（1回）を希望者に実施した。公務員を目指す1年生には「進路セミナー」として公務員対策講座を開講した。2年生に対しては、キャリアデザインの授業を活用し、公務員対策講座（15コマ）を実施し、2次試験にある面接練習等の対策を行った。保育士、幼稚園教諭、保育教諭を希望する学生に対しては、生活科学科福祉こども専攻こども保育コースの教員とキャリア支援センター職員が連携し、支援・指導を行った。1年生に対しては、福島市との連携により市内の認可保育施設を紹介する場を設け、学生への情報提供に努めた。その他、学科・専攻課程では、資格取得に関する支援、就職試験対策等の支援を行っている。キャリア教養学科では、司書資格、ビジネス実務士資格、実践キャリア実務士資格、社会福祉主事任用資格、ピアヘルパーを取得可能なカリキュラムを編成している。また、新カリキュラムでは医療事務やファイナンシャルプランナーなどの資格支援講座が開講された。四年制大学への編入学試験に課される「英語」の試験対策講座も配置されている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のためインターンシップに関する授業は開講されなかった。令和4年度は当科目を開講することができ貴重な体験の場となった。生活科学科（食物栄養専攻、福祉こども専攻こども保育コース）では、栄養士免許、栄養教諭二種免許状、フードコーディネーター3級、フードサイエンティスト、家庭料理技能検定、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得可能なカリキュラムを編成している。

学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。キャリア支援センターは、学生の進路に関する情報（内定率、各学生の受験先企業・就職先・編入合格大学等）を整備し、部科長会や全体教授会で報告し、共有を

図っている。キャリア支援センターは、年度末に、進路一覧表を整備している。これらの情報は、各学科の就職・進学支援、特に顧問教員による相談、指導等に活用されている。

進学、留学に対する支援を行っている。2年生の編入学希望者に対しては、キャリアデザインの授業や教員等の個別指導により、編入学指導、模擬面接、志願理由書や小論文の作成・添削指導等を行った。また1年生の編入学希望者には、令和4年度からの新カリキュラムにおいて、生活科学科では専攻別の支援を行ないながら、指導にあたった。キャリア教養学科は、授業を活用しながら小論文指導や英語講座を行った。また、専門学校への進学希望者には、キャリア支援センターにおいて出願書類の確認をおこなった。

上述の通り、四年制大学への編入学支援や専門学校への進学支援を実施している。令和4年度は、留学希望者はいなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

(1) 令和3年度の中期計画で定めた図書館利用頻度の評価指標、「令和3年度桜の聖母短期大学図書館情報センター事業評価基準」の1つ、学生一人当たり年間貸出数一人10冊以上は達成することができなかった点が課題である。結果として、学生一人当たり年間貸出数は5.2冊であった。学生利用者の減少の要因として、ベテラン司書の移動が考えられる。また、学生の読書推進のため、司書による学生が興味を持つ分野の図書の展示や、学生の学習向上（レファレンス）のために支援が十分に行えなかったことや、授業との連携を積極的に推進していた教員の退職も影響していると考えられる。

(2) 令和4年度より健康支援総合センターを廃止し、健康管理室が学生支援部の管轄になったことに伴い、支援を要する学生に対する組織的支援体制を盤石なものとし、向上することが課題である。

(3) 就職支援のための施設として面談室等を整備し、学生の就職支援を行なっているが、コロナ禍においてオンライン面接を実施する企業が増加したことにより、模擬面接練習、及び選考当日に対応するための環境整備が急務となったことが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(1) キャリア教養学科においては、令和元年度よりカリキュラム改訂について検討を開始し、令和3年度には共通教育を含めたカリキュラム改訂の方針を決定し、令和4年度より実施する計画である。

生活科学科食物栄養専攻と、福祉こども専攻こども保育コースにおいては、新カリキュラムの完成年度令和 2 年までに、新カリキュラムの改善点を点検し、教育内容の改善を行う計画である。

▶実施状況：令和 3 年度中に共通科目と専門科目の連続性を明らかにした全学の教育課程改訂作業、学則変更が完了した。令和 4 年度より全学において新たな教育課程改訂をスタートさせた。

(2) 共通教育、各学科・専攻における専門教育の担当者間において、診断テストの具体的な活用方法を検討するために、令和元年度は診断テストの内容と方法の検討を開始する計画である。

また、令和 3 年度までに、診断テストの各科目における具体的な活用方法を検討し、活用方法を改善する計画である。

▶実施状況：令和 3 年度までは、リメディアル教育センターにおいて、入学前教育から入学後の学修支援や補完教育を担う各種診断テストの実施と分析、学生への返却等の業務を一貫して行った。令和 4 年度からは学務部が引き継ぎ、診断テストと、新教育課程における授業科目との連続性を考慮しつつ活用方法について検討を続けている。

(3) 共通教育、各学科・専攻における専門教育を総括した学習成果の定義について、学科・専攻を超えた総括的な検討を令和元年度より開始し、令和 2 年度までに定義をより明確にする計画である。

▶実施状況：令和 2 年度は、学位に応じた卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対する到達度が学習成果であることを本学ウェブサイト「教育方針」に明示した。これにより、専門教育課程の学位プログラムに応じた学習成果がより明確に示された。さらに、専門課程ごとの学位プログラムごとの教育課程を令和 3 年度に見直したことをふまえて、令和 4 年度より、専門課程ごとの学習成果を共通教育（教養教育）を含め統括したものに再編し定義した。

(4) GPA 指数を活用した履修指導を令和元年度に開始した。令和 2 年度より、その有効性について検討予定である。

▶実施状況：GPA 指数が特に低い、履修状況に困難さを抱えた学生について、履修ガイダンスや顧問教員による個別の履修指導を継続して実施している。

(5) 多様な社会的、家庭的背景を持つ学生の増加や、ガイダンス等の説明の理解力に個人差が目立つようになり、学務事務職の事務量の増加が課題として挙げられ、より効率的な学習支援を組織的に行うことが求められている。

令和元年度より効果的な学務ガイダンスの方法を検討、実行してきたが、今後はその有効性について検討しながら、なお改善を継続する。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、18 歳人口の減少に伴う全入時代を迎え、東日本大震災後、学生数が減少した結果、学生の多様化が生じた。よって、学生の基礎学力担保が喫緊の課題であり、リメディアル教育の一つとして

取り組んでいる、入学予定者を対象とする基礎学力をつけるための e ラーニングをさらに利活用していく。

学習成果の査定（アセスメント）については、各学科・専攻の学習成果の査定（アセスメント）は明確にし、各科目の最重要目標と重要目標を 4 段階に表示し、アセスメントと授業改善計画の記述欄を設けて質的な成果と課題を明確にする形式（カリキュラム・マップ）を統一した。

今後は、作成したカリキュラム・マップを、教育課程の充実と改善のために活用し、学外に公表する方法についての検討を令和 2 年度に開始し、令和 3 年度には公表する計画である。

▶実施状況：令和 3 年度よりホームページ上でカリキュラム・マップを公表している。

(6) 学生支援部内外の意思疎通円滑化を図るため、2022 年度末までを目安に、学務部、キャリア支援センター、健康支援総合センター等学内部署との実務者間会議を段階的に実施していく。チーム内守秘義務の遵守と、必要情報の共有を可能にする枠組みづくりとしては、パスワードやフォルダ管理の厳格化に努め、「学生データの管理および保護について」の指針も、全教職員を対象に年度始めの周知を徹底していく。

▶実施状況：学生生活の質的向上を目指し、多様化する学生のニーズに対し、合理的な配慮や手厚い支援を行えるよう令和 2 年度より健康支援総合センターが新たに設置され、健康管理室が学生支援部から健康支援総合センターに移管された。それに伴い、支援を要する学生に対する組織的支援体制を整えるためのフローチャートを作成し、チーム内守秘義務に則り、必要に応じて学生支援部長や対象学生が所属する部署長に情報共有を行い、チームで支援を行う体制を整えている。令和 4 年度には健康支援総合センターが廃止されたが、学生支援部が引き継ぎ、支援を要する学生に対する組織的支援体制を維持している。

(7) 既卒 3 年以内の就職未決定者を対象とする継続的フォローアップ支援として、令和 4 年度までを目安に、各所にある新卒応援ハローワーク等の外部機関と連携した「就職未決定者応援プログラム」の実施体制を構築する。

▶実施状況：令和 2 年度に新卒応援ハローワーク等の外部機関との連携により「就職未決定者応援プログラム」の実施体制を構築した。令和 4 年度には、就職未内定の卒業生に対して「就職未決定者応援プログラム」を実施した結果、就労先が決定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 各学科・専攻において、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示す必要があることを確認し、これらを含めたものになるよう検討する。

(2) アドミッションセンターにおいて、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検する必要があること

を確認し、体制を整える。

(3) 各学科・専攻において、学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表する必要があることを確認し、体制を整える。

(4) キャリア教養学科では、令和4年度に導入した3コース（地域デザインコース・グローバル観光コース・ビジネスキャリアコース）それぞれに担当責任者を配置し、各コースの特徴創出のカリキュラムの組み合わせおよび学修支援の模索を行う。

(5) 令和5年度生活科学科 食物栄養専攻 福祉こども専攻において、改訂新カリキュラムの学習成果を基に、教育課程の点検評価を行う。

(6) 学生一人当たり年間貸出数一人10冊以上は達成するために、①図書館情報センターを学生たちにとってより身近なものとするために、学生ボランティアによる行事・企画（学生ホール出前図書館【仮称】）を推進、実施を計画している。そのほか、②各学科・専攻ごとに図書館ガイダンスの実施。③にぎやかな図書館DAYの実施。④魅力ある書架の構築と、中期計画に基づき内容の充実を図り確実に実施する予定である。

(7) 支援を要する学生に対する組織的支援体制を盤石なものとし、向上するために、学生支援部長のリーダーシップのもと、スクールカウンセラー、臨床心理士、保健士資格を有する専任教員らをメンバーとした健康サポート委員会を、前期3回、後期3回実施する。

(8) 就職試験におけるweb選考が浸透し、web選考のために1部屋を確保したが、時には学生間で選考時間が重なることもあるので、あと1部屋確保できるよう環境整備を行う。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

教員組織は、本学の教育方針に基づき、本学の理念を理解し、3つの方針の実現に貢献できる教員を募集するとともに、本学の理念及び目標を実現するにふさわしい組織を目指し短期大学及び各学科の教員組織を編成している。

短期大学及び学科の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。2022年5月1日付の専任教員数は、キャリア教養学科5名、生活科学科の10名で、大学全体の収容定員に応じた教員が4名で、短期大学設置基準に基づき算定された専任教員数を充足している。

専任教員の職位の決定は、「教員審査基準及び資格審査基準」に基づき厳格に行われており、短期大学設置基準第七章教員の資格の規定を充足している。また専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、公式WEBサイト上で公表している。

専任教員と非常勤教員の配置は、本学の教育課程編成・実施の方針に基づき配置している。各学科の学科専門教育科目は専任教員のほかに非常勤教員が担当し、より幅広い専門知識が身につくように授業科目担当者を配置している。なお学科専門分野の必修となる専門科目においては、専任教員を授業科目担当者として配置している。

非常勤教員として採用を希望する者に対しては、「短大非常勤講師規程」に基づき、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

補助教員は置いていないが、生活科学科福祉こども専攻こども保育コースは保育実習指導室を設け、実習先及び実習生に関わる連絡事務を行う担当職員を配置している。また生活科学科食物栄養専攻には、本学では栄養士養成施設として、栄養士法施行規則第9条第5号に定められた助手の3人の事務職員を配置し、そのうちの2人は管理栄養士の資格取得者を配置している。

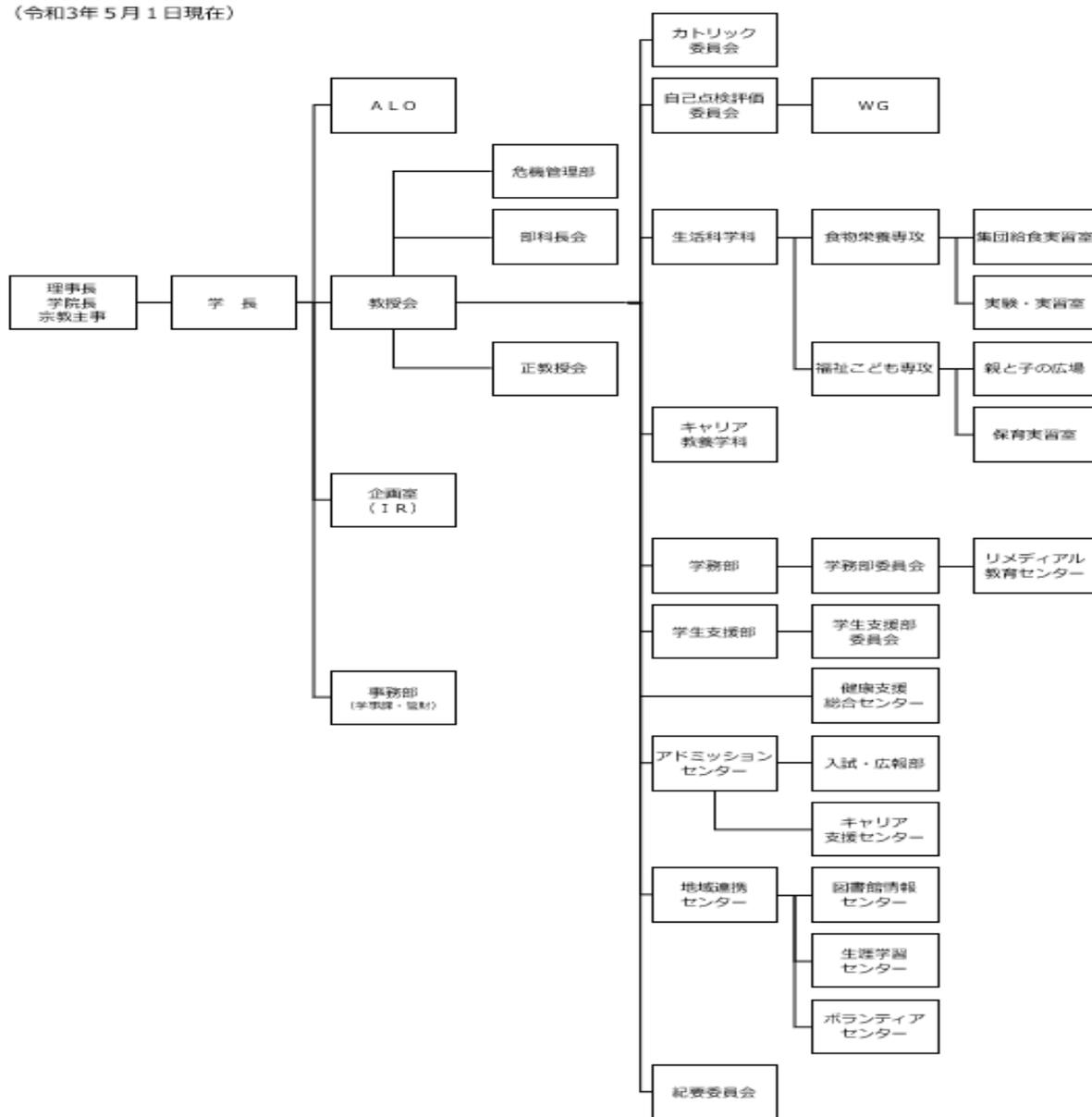
教員の募集、採用及び昇格は、適切性及び透明性を担保するために「教員審査基準及び資格審査基準」に基づき厳格に行われている。

本学の専任教員の年齢構成については備付資料 67 のとおりである。また、短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は以下のとおり短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

教員組織(令和4年5月1日現在)

教育研究上の組織図

(令和3年5月1日現在)



学科・専攻課程の名称	専任教員等							
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数		助手
							うち教授数	
生活科学科食物栄養専攻	2人	1人	1人	0人	4人	4人	2人	人
生活科学科福祉こども専攻	2	1	3		6	4	2	
キャリア教養学科	2	1	2		5	5	2	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	2	1	1	—	4	4	2	—
計	8	4	7	0	19	17	8	0

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

各学科・専攻の専門分野における専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と専門分野の体系性に基づき、かつ学科・専攻、コースで取得できる資格に必要とされる研究活動を行っている。その成果は、以下の科学研究費補助金の獲得や研究紀要等の論文掲載等に現れている。

専任教員個々人の研究活動の状況については、本学公式ウェブサイトにおいて、教育研究活動等の情報の公開を行っており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績などを示している。

専任教員の、科学研究費補助金等の外部研究費は、公募があり次第、学内に周知し申請者を募る。最近の獲得者は次の通りである。

令和元年度 : 1名 (齋藤 4,160 千円)

令和2年度 : なし

令和3年度 : なし

令和4年度 : 1名 (庄子 100 千円)

また、専任教員の研究活動に関する規程を整備しており、「専任教員学外講師等諸活動基準」「地域貢献活動としての講師派遣にかかわる専任教員の校務出張の取扱基準」があり、職務免除を図っている。また、「教育研究費取扱基準」に基づき、教員個々に個人研究費 (130 千円) を一律配分している。

さらに、平成 26 年度に設置した学長裁量事業「教育の質改善への取組事業」(平成 29 年度以降は「SEIBO 研究ブランディング事業」)として、平成 28 年度 3 件、平成 29 年度 1 件、平成 30 年度 1 件、令和元年度 1 件、令和 3 年度 1 件が採択された。

採択年度	教員名	取組名称
平成 28 年度	渡部 誠	病院・施設の現役管理栄養士の WEB 調査
〃	奥田 美由紀・長谷川 美香	アクティブ・ラーニングにおける学生の学びをより充実させるための保育実践の質向上を目指して～一人ひとり大切に乳幼児保育の視察を通して～
〃	後藤 真	学生チーム主導型アクティブラーニング～ドキュメンタリー制作を通じたセルフ・パラダイムシフトの試行～
平成 29 年度	堺 秋彦	福島における幼児の「体力・運動能力」の推移調査の研究—放射能の影響による—
平成 30 年度	絹川 文仁	福島市内の保育者の発声についての音楽的身体的ケア
令和元年度	元井 貴子	女性の社会進出に向けた女子教育
令和2年度	申請者なし	
令和3年度	申請者なし	
令和4年度	庄子 佳吾	地域資源を活かした自然体験プログラムの開発に関する研究

専任教員が研究倫理を遵守するための取組として、「公的研究費マニュアル」に基づき「科学研究費補助金事務取扱基準」を作成、整備している。

なお、「短大部研究活動における不正行為への対応等に関する基準」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」による自己チェックリストにより、監事監査を実施している。

専任教員の研究成果を発表する機会として、研究紀要を発行している。なお、平成28年度より「紀要検討委員会」が学長により召集され、「紀要発行基準」の見直しが平成28年度行われた。新基準として「紀要投稿基準」「著作権基準」を新たに制定した。さらに、図書館情報センターでは、2017年9月から機関リポジトリ構築に取り組んできた成果として、2019年5月から機関リポジトリの運用を開始、世界に向け広く研究成果を発表できるシステムを整備することができた。

専任教員には研究を行う環境として、教員1人1室の研究室が整備されている。

専任教員の研究、研修等を行う時間確保として、原則週1日の自宅研修日を取得できる。

専任教員の国内・海外研修について「桜の聖母短期大学教員研修規程」を整備している。なお、国際会議等に関する規定は特に設けていない。

FD活動に関する規程として「FD推進委員会運営基準」を整備し、FD活動を展開している。毎年SD・FD研修会を5回（4月・9月・12月・2月・3月）開催している。

4月2日には、学校法人全教職員合同で若松英輔氏の講演会（「カトリック学校の教職員に大切なことは？」）にて、ミッション校の意義について学んだ。

9月12日福島市産官学連携プラットフォームの合同FD・SD研修会では、弁護士の大河原遼平氏より、成年年齢の引き下げに関する民法改正と学校で必要な対応や学校法人のガバナンスの今後についての2つの演題で研修を開催した。

9月28日、9月29日に情報教育支援室主催で、新学内情報基盤に関する学内教職員向け説明会を実施し、整備業者による新環境の説明を行った。

3月には各部署の重点目標年間報告会が実施された。

このように、本学では、FD・SD研修会を開催し、全教職員が同じ情報を共有しながら、授業方法・教育方法の改善を行っている。

専任教員は、学生の学習成果の向上と教育の質改善に向けて、各学科・専攻から、「学務部」・「学生支援部」等の委員として任命されており、選任された各委員は学科会議及び専攻会議等において情報の共有化等に努めている。さらに、FD・SD研修会には全教員が参加し、授業方法等の改善に努めている。

このように、専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携して研究活動を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

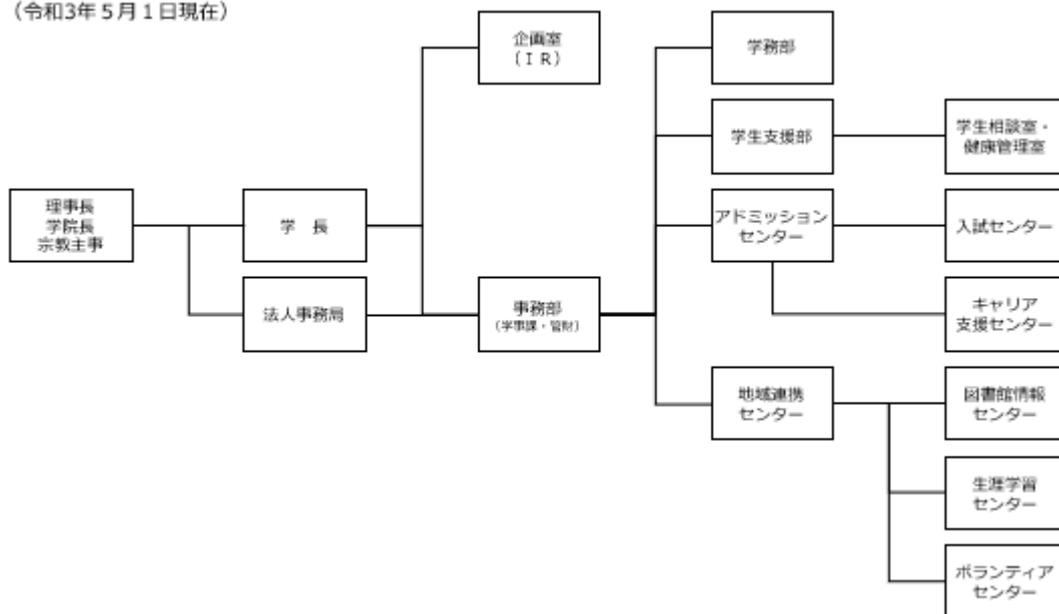
- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織図

(令和3年5月1日現在)



事務職員の責任体制については、本学院管理規程により、権限が明確にされ理事長・学長の下に、全学院の統括事務組織として法人事務局があり、事務責任者として事務局次長を置き、短大部門の事務責任者には事務長を置き統括している。入口と出口を統合することで学生募集と進路支援の強化を図るため、入試センターとキャリア支援センターとを統合したアドミッションセンターを設けている。

教務関連事務と学生生活関連事務の事務体制は、小規模短大という利点を生かし、同じ事務室内に配置されている。その結果として、事務室に学生個々の学習状況、家庭環境、家庭経済の状況等の情報が集約され、学習・学生生活関連の学生情報の共有化が図られる。事務室スタッフはそれらの情報を基に、教員との連携を図り、学生が抱えるさまざまな問題に総合的に対処できる事務組織として整備されている。

また学生支援部担当職員を中心に学生に対し丁寧な奨学金等に関する相談窓口として、学生が安心して学習環境が整うように対応を行っている。このように学生の学習成果の向上や学生生活支援が効率的に行われる事務組織として整備されている。

事務職員に必要とされる専門的な職能については、日本私立短期大学協会や日本カトリック連盟等が開催している学外研修等への派遣や、学内でのSD研修会により、必要な知識・技能を育成している。また、事務職員が適性を発揮できるよう、学長と事務長の協議により、計画に基づき人事異動を実施している。

事務関係の諸規程については十分に備え、新しい取組に伴う規程の整備も順次行っている。

本学では、既に学内 LAN システム上で稼働する教学システム「キャンパスプラン」が導入されている。新型コロナウイルス感染症による遠隔授業の実施に伴い、遠隔授業を進める上で必要とされる環境構築事業として、同システムの追加機能である学生が自宅で履修登録、シラバス閲覧、成績確認ができ、教員も自宅からシラバス作成、成績登録ができる Web 履修登録申請システム、Web シラバスシステム、Web 成績登録システムの追加導入を決定し、令和 2 年度私立学校情報機器整備補助金(遠隔授業活用推進事業)に「桜の聖母短期大学における遠隔授業の環境構築事業」として申請し採択され、遠隔授業の基盤となる環境が整備された。

事務室以外の生涯学習センター、図書館情報センター、入試センター、キャリア支援センター、実験準備室等、事務職員が配置されている部署も同様に学内 LAN システムが設置されている。さらに、事務処理に必要な事務機器等も十分に整備されている。

防災対策については、毎年、火災避難訓練を実施している。さらに、災害用の食糧・飲水、毛布等を備蓄計画に基づき備えている。

情報セキュリティについては、学事課管財担当が情報教育担当教員と企画室と情報交換の上、委託業者に必要な措置を指示し対応している。

SD 活動については、規程を整備し、学長と企画室による研修計画を基に毎年、定期的に実施している。

大学改革が進められる中、限られた事務職員で対応せざるを得ない本学では、事務室内の各部署の業務の見える化を図るため、毎月ごとに「短大事務担当別業務予定表」を作成し、事務室職員間での業務内容と当該月における各部署予定の共有化を図り、実務室内職員間の業務連携の強化を図っている。

本学は、少人数教育を実践しているため、学生の学習情報や生活情報を、関連する学務部、学生支援部のメンバーとして、教員と事務職員が日常的に情報を共有している。このように、本学では各委員会に必ず事務職員がメンバーとして入っている。さらに、全学的な情報共有の場として、全体教職員会議を開催し、情報の共有化を図っている。このように学生一人ひとりの学習成果の獲得の向上のため連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規定は、「就業規則」、「短期大学勤務細則」、「育児休業規程」、「介護休業規程」、「短大非常勤講師規程」、「兼務職員就業規則」等をはじめ、労働基準法等に定められた労働関係法令に基づく、規程を整備している。

これら、就業に関する諸規程は、採用時に一人ひとりに配布されている。また、事務

室と集会室にそれぞれ 1 部配置するとともに、本学サーバーの公開フォルダに格納するなどして、教職員への周知を図っている。

本学では、これら就業に関する諸規程に基づき、労働時間の管理はタイムレコーダーで長時間労働の点検を行っている。また年に 1 回教職員全員参加の健康診断により、健康管理を行うなど、教職員の就業を適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地の面積及び校舎の面積は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、以下に示した表のとおり専用の校地面積は 19,180 m²、校舎面積は 10,851 m²で、短期大学設置基準を充足している。

運動場については、隣接する桜の聖母学院小学校の運動場と体育館を共有し、時間割を調整して、それぞれの学校において適切に運用している。体育館の面積は 798 m²

を有しており、適切な面積を有している。

また、本学はほぼバリアフリーに対応し、主な建物にはエレベーターが設置されている。障がい者トイレも各建物の必要な階に設置している。外部から校舎へ入る際のスロープも各建物に設置している。

教室、演習室、実験・実習室については、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて十分に整備してある。キャリア教養学科では、学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、アクティブ・ラーニング演習室等学科の特性に合わせ用意している。さらに、生活科学科食物栄養専攻（栄養士養成施設）、同学科福祉こども専攻こども保育コース（保育士養成施設）では、栄養士養成施設及び保育士養成施設として必要とされる「養成施設指定基準」を共に満たしている。

さらに、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。また、すべての教室において、プロジェクターやデジタルテレビにより、パワーポイントが活用できるようになっている。

校地校舎の面積 所在地:福島市花園町3番6号

校地等	区分		基準面積	専用	共用	共用する 他の学校 等の専用	計
	校舎敷地面積	—		10,851 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
運動場用地	—		0 m ²	4,549 m ²	0 m ²	0 m ²	4,549 m ²
校地面積計	4,000 m ²		14,631 m ²	4,549 m ²	0 m ²	0 m ²	19,180 m ²
その他	—		1,485 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	1,485 m ²
校舎等	区分		基準面積	専用	共用	共用する 他の学校 等の専用	計
	校舎面積計		3,600 m ²	11,626 m ²	0 m ²	0 m ²	11,626 m ²
	教員研究室	学科・専攻等の名称	室数				
		生活科学科 食物栄養専攻	6室				
		生活科学科福祉 こども専攻	8室				
キャリア教養学科		7室					
教室等	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理 学習施設	語学学習施設	

	花園キャンパス 教室等施設	15 室	4 室	10 室	3 室	1 室
--	------------------	------	-----	------	-----	-----

図書館情報センターについては、蔵書数 63,468 冊、学術雑誌 41 種と各学科・専攻の教育課程に必要な蔵書を有している。

面積は、576.7 m²、座席数は 129 席と在学生約 2.1 人に 1 人の割合で席が用意されている。さらに、図書館システム及び無線 LAN を敷設し、学生貸出用ノート PC を 8 台整備(内 1 台を AI サーマルカメラ専用で使用)し、インターネットや電子書籍を自由に利用できる環境である。

平成 29 年度には国立国会図書館デジタルコレクションの利用ができるように整備した。

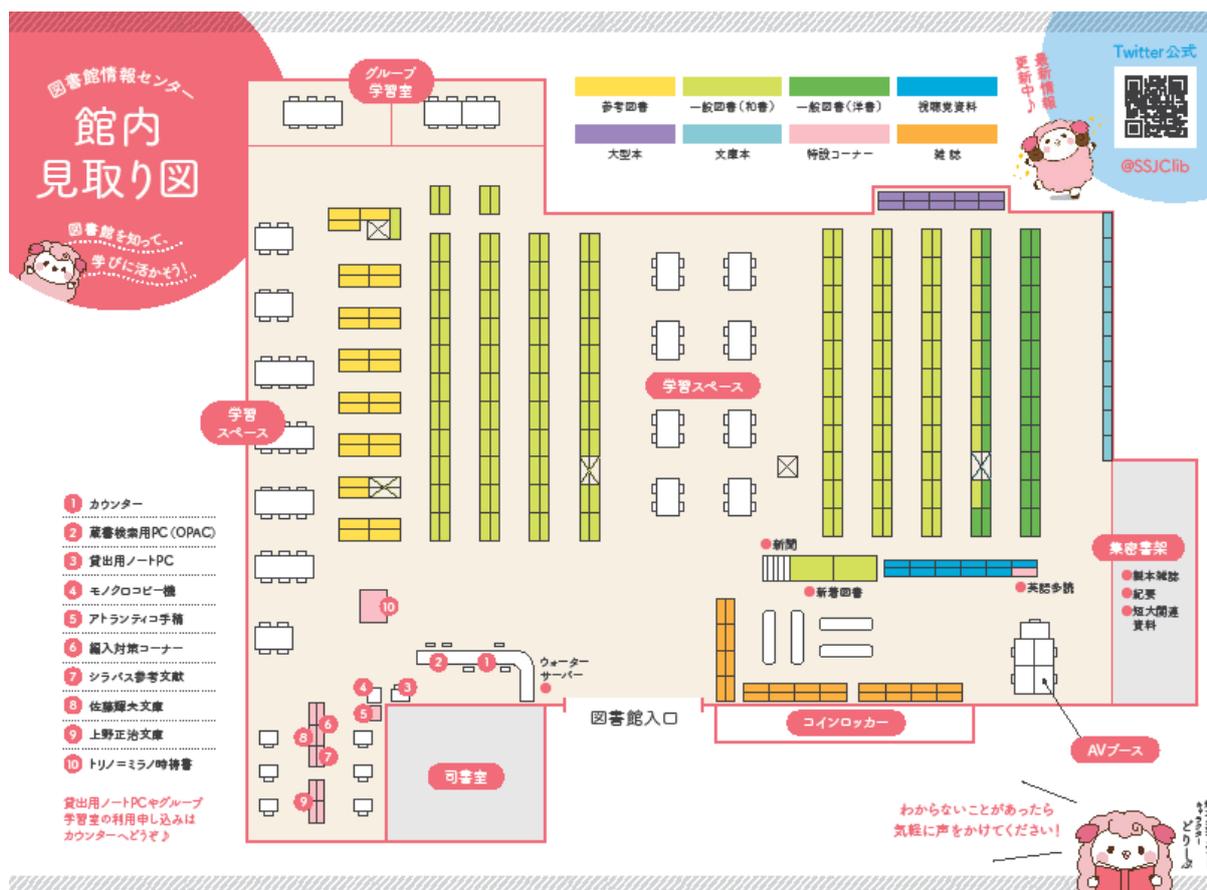
令和元年度から丸善雄松堂の機関リポジトリシステムを導入、本学教員の研究論文のオープンアクセスを開始した。さらに、令和 2 年度には朝日新聞記事データベースを導入し、朝日新聞の明治創刊号から今日まで日本の近現代を通して検索できるようにした。

また、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も兼ねて、本の除菌機を設置して活用している。

本学は、キャリア教養学科には図書館司書課程があるため、司書課程に必要な図書館機能の整備に努めている。

図書の選定システムや図書の廃棄システムも確立している。

本学の図書館施設の詳細については以下の図を参照されたい。



[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学では、施設設備、物品、消耗品等について、財務諸規程として整備している。これらの本学院財務関連規定に基づき、施設設備、物品等の維持管理を適正に行っている。

本学では、火災地震対策、防犯対策のための規程「桜の聖母短期大学危機管理基準」を設備している。さらに、本基準に基づき「桜の聖母短期大学危機管理基本マニュアル」平成28年4月版を作成し、全教職員へ配布した。

令和2年1月頃から感染拡大している、新型コロナウイルス感染症への対応として、内閣府、厚生省、文部科学省等の政府機関からの指示を踏まえながら、「桜の聖母短期

大学危機管理基本マニュアル」に基づき、「新型コロナウイルス感染症に関する短期大学における対応」を策定し、短期大学全体の危機管理体制を整備した。担当部署ごとに、必要な感染症に対するマニュアル（学生対応、教職員対応）を作成し、「健康危機」に対応した。

さらに、感染レベルに合わせ「新型コロナウイルス感染拡大防止のための桜の聖母短期大学の行動指針」を感染レベルごとに具体的な対応策を示し、文部科学省の指導の変化に合わせ、随時、改訂を行った。

また、地震による火災発生を想定した避難訓練も毎年、全学的に実施している。防火施設の保守管理については、業者へ委託している。毎年、防火施設の福島市消防局の点検を受けている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策も、情報教育担当教員ならびに学事課管財担当、企画室が中心となり、メンテナンスを業者へ委託し定期的に行っている。

電気の節減のため、教室・廊下の蛍光灯の消灯の徹底、大量に照明が設置してある学生ホールの LED への交換を行い、省エネルギー対策を実施した。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

- (1) 経年劣化している学習環境の整備が課題である。例として、既存の蛍光灯を財政・環境を配慮して LED への交換していく事などが考えられる。
- (2) 中長期計画に載せているマリアンホール冷温水発生機の更新事業について、その技術的方法が確立していないため、今後、設計事務所等と具体的な更新計画の策定が、施設における大きな課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

- (1) 令和 3 年 2 月 13 日と令和 4 年 3 月 16 日と 2 度にわたる震度 6 強の地震による被害が大きく多大な補修費用が発生している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）とそれぞれの専門分野の体系性にに基づき、各学科・専攻、コースで取得できる資格に必要なとされるコンピュータの操作や専門的なソフトウェアの操作に求められる、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの整備水準の向上と環境充実を図っている。

技術サービスに関しては、学内 LAN によるインターネット環境を整備し、全学生・教職員すべてが利用できる環境となっている。

コロナ禍を経て、全ての教員に対して遠隔授業用の Web カメラ・マイクの整備を行った。さらに、詳細は後述するが学内における Wi-Fi 環境の充実として、令和 4 年 9 月末までに全館 Wi-Fi の整備を行った。

アクティブ・ラーニング室に設置している既存の iPad15 台を Wi-Fi 環境が自宅にない学生のために、事務室で一括管理を行い、Web 会議等で必要とする学生・教職員に貸出することができる体制を整備した。

専門的な支援に関して、本学では教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、学生の ICT スキル向上のための授業を行っている。1 年次の必修科目である「情報演習Ⅰ」では、学内ネットワークの利用方法や Microsoft Office 系アプリケーションを中心とした演習を 30 人 1 クラスという少人数で実施し、基本的なコンピュータスキルを修得している。2 年次は、選択科目「情報演習Ⅱ」で、学科別に授業等で必要とされる ICT スキルに応じた授業内容としている。

教職員に対しては、SD・FD 研修のところでも記述したとおり、令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業実施に伴う、研修と ICT 業者と遠隔授業に係る技術指導の契約を行い、教員一人ひとりに対する個別の Zoom 活用等の ICT 技術指導の徹底を行った。

本学の ICT 整備に対しては、学長主導で令和 3 年 4 月に教職員合同の学内情報基盤検討委員会を設置し、DX 時代に必要とされる ICT 教育を展開するための整備計画の検討会を計 6 回実施した上で、リプレイス及び全館 Wi-Fi 整備を実施した。

3 つのコンピュータ室に設置されていた 80 台のデスクトップ型のパソコンを 110 台の Windows11pro 搭載のノート型パソコン Surface にリプレイスした。

またそれに伴い学生からの要望が高かった全館 Wi-Fi を実現し、より高い学習環境を整備した。

本学では、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各学科・専攻から予算編成時に申請された次年度計画に基づき、学長・事務長・管財係長による短大管財会議において、学科・専攻間のバランスを考慮し、次年度の短大予算案が作成され、理事会承認を得て実施されている。

本学では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて授業や学校運営に活用できるように各教員の研究室にパソコン 1 台が設置され、各学科・専攻ごとには授業で使用する専用のノートパソコンが 1 台配布されている。学生においては、それぞれに個人 ID とパスワードを配付しており、レポートの作成・提出や教員との e メール等に活用している。さらに学生は 1 人年間 100 枚をコンピュータ教室設置のプリンタから出力できる。

本学教員は、新型コロナウイルス感染症による遠隔授業の実施に伴い、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して、その時々々の感染状況に応じて遠隔授業と対面授業を効果的に活用した授業を行っている。

本学には、アクティブ・ラーニング演習室があり、マルチメディア教室として活用しているが、教員のスキルの問題で、限られた教員が活用している状況である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告して

いる。

- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

法人全体としては、資金収支では設置学校の耐震補強・改修工事のために減少していた繰越支払資金が、平成29年度から増加に転じ、令和2年度は約193百万円増、令和3年度は約96百万円の増となっていたが、令和4年度は約67百万円の減少に転じた。事業活動収支では当年度収支差額が、耐震化のための施設・設備関係支出に伴う基本金組入及び減価償却額の増加により、令和2年度は約303百万円、令和3年度は約415百万円、令和4年度は約562百万円と6年連続の支出超過となった。各年度における資金収支及び事業活動収支の状況は概ね支出超過の傾向を示しているが、これらは平成23年に発生した東日本大震災被害に端を発した施設の復旧と老朽化施設の更新取得、更には耐震化のために計画した安全性重視の教育環境整備に起因している。施設拡充特定預金及び減価償却引当特定預金を取り崩して施設を建替え更新したことによる基本金組入額及び減価償却額の増加によるものである。この教育環境整備計画は平成29年度をもって完了したことから、資金収支では収入超過となっているが、事業活動収支の上では、減価償却額の倍増もあって当分は支出超過が続くものと考えている。

また、短期大学としては、資金収支では繰越支払資金が令和2年度は約40百万円の増加であったが、令和3年度は約11百万円の減少に転じ、令和4年度は約38百万円の減少となった。事業活動収支では当年度収支差額が、令和2年度は約4百万円の収入超過であったが、令和3年度は約17百万円の支出超過、令和4年度は約81百万円の支出超過となった。

事業活動収支について、法人としては前述のとおり計画的に実施していた耐震改築、耐震補強、リニューアル工事等による施設整備のための基本金組入額の増加及び減価償却額の倍増により支出超過が続いているが、短期大学としては短期大学施設が大震災以前に改築を終えており、多額の施設整備資金を必要とせず、基本金の組入も安定していること、また大震災以降支援の一環として受けている被災私立大学等復興特別補助（令和4年度は約51百万円）もあって収支均衡が図られていたものが、令和4年3月に発生した福島県沖地震により被害を受けた施設・設備の修繕及び学内のDX推進に伴う施設・設備関係支出、人件費を始めとした教育研究費、重点事業としている募集活動のための広報活動費の増高によって、今年度は大きく支出超過に転じることとなった。

貸借対照表の状況としては、資産の部がこの3年間約190億円台を推移し、負債の部が約7億円台で推移している。これにより、平成28年度まで続いていた純資産（正味資産）の増加傾向は、計画的施設整備に伴った固定資産の減価償却額の大幅な増加もあって平成29年度からは減少に転じ、令和2年度から令和4年度までの3年間で約726百万円減少し

たものの、純資産は 182 億円を維持していることから、健全な状態で推移しているものと判断している。ただし、この施設設備への資金配分もあって、この 3 年間で固定資産構成比率は、76.6%から 75.7%へと推移したが、反対に流動資産構成比率は 23.4%から 24.3%へと推移している。

減価償却に伴う有形固定資産の減少は当分の間継続するものと見ているが、一方で中学校・高等学校の校舎及び施設・設備の老朽化が進んでおり、今後は校舎の修繕・改築等も計画している。負債の低額安定を維持していることから、現金預金を始めとした特定資産等の流動性運用資産は安定的に確保している。

短期大学の学長及び事務長は、学校法人の設置学校数が 9 校ある中、短期大学の在籍学生数は全体の 10%に過ぎないものであるが、収入面では短期大学が学校法人全体の約 20%を占めることから、短期大学の収支状況が学校法人全体に及ぼす影響は特に大きいものであり、短期大学の安定した収支状況が常に求められていることを把握している。

資金収支及び事業活動収支上、短期大学の収支の状態も安定しており、また隣接地の取得資金 60 百万円と老朽化した木造校舎(142 m²)の建替資金 100 百万円を第 2 号基本金として組入れを完了し、特定預金として保有している。更には、減価償却引当特定預金として施設・設備の取得資金約 423 百万円を減価償却引当特定預金として保有していることから、短期大学の存続を可能とする財政は、維持されている。ただし、学生数の減少に伴う収入減が更に進行する場合、又は前述の被災私立大学等復興特別補助が終了する場合などの状況変化によっては、教育機器の更新及び社会情勢の変化に対応した設備取得のために減価償却引当預金の取崩しをすることとなり、財政維持は困難になることが予想される。

退職給与引当金については、規程(退職給与引当金等に関する事務取扱基準)に従って、目的のとおり引き当てられており、また引当特定預金も規程に従い積み立てられているが、課題となっていた退職給与引当特定資産保有率は、この 3 年間で 25.2%から 38.5%に増加したものの、短大全国平均 57.9%を大きく下回っており、継続した課題となっている。

資産運用に関しては「資産運用に係る基本方針」の下、規程(資産運用に関する事務取扱基準)に従い、保有する株式・債権等は毎月末の評価を確認し、理事長に報告され、適切に処理が行われている。ただし、資産の運用は銀行及び郵便局の預金を中心とする理事長の基本方針もあって、平成 20 年度以降は新たな有価証券の売買は行わず、現時点で所有している有価証券の満期償還に伴う処分のみを行っており、現有有価証券からの益だけを享受している。

学校法人全体では、教育研究経費は常に経常収入の 30%を超過(令和 2 年度以降 33.9%、35.5%、39.2%)しており、短期大学においても 30%大きく超過する高い比率(令和 2 年度以降 32.3%、35.0%、40.7%)を維持している。

教育研究用の施設・設備及び学習資源(図書等)は、中・長期計画に基づき取得しており、資金配分は適切といえる。平成 24 年度から平成 29 年度までの間、各部門における東日本大震災復旧・耐震改築・耐震補強工事の実施により施設・設備への資金配分が大きく増加していたが、平成 29 年度をもって震災復興・耐震化計画が完了するに至ったことから、平成 30 年度以降は施設・設備への大規模な資金配分はないものと考えていた。しかし令和 4 年度は、前述の福島県沖地震による修繕及び学内の DX 推進に伴い、施設・設備関係への資金配分が大きくなったことが比率増の要因となっている。

公認会計士からの監査意見については、日常的に心がけ対応しており、会計処理方法の適正化を図ると共に、計算書類における財政状態の適正な表示を行っている。

本法人においては、短期大学を含め各学校とも入学に関する寄付金の募集及び学校債の発行を行っていない。

令和5年度における短期大学の入学定員に対する充足率は、入学定員170名に対し入学者107名で、充足率は62.9%であった。前年度の124名入学に比較して17名減少しており、収容定員に対する充足率も、収容定員340名に対し234名の在籍となり充足率は68.8%と、6年連続で在籍者数の減少が続いている。東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による県外からの入学者の減少もあって140名台まで減少していた入学者数が、平成29年度には180名台へ回復してきていたが、再び減少傾向を示してきたことは、短期大学の運営において大きな問題と捉えている。令和4年度は、学内に「将来構想委員会」を立ち上げ、本学の目指す方向性とあるべき姿を見据えた教育内容の充実及び学生募集について検討を重ねている。

また、定員の充足は東日本大震災以降なかなか復調しないものの、短期大学は以前より収容定員の充足率が90%となっても健全に運営できる財務体質を常に目指していたこともあって、80%を下回ることであった現状でも資金収支及び事業活動収支上、かろうじて収支のバランスが取れた状況が続けていたが、令和4年度は前述のとおり、大きく支出超過となった。被災私立大学等復興特別補助の変化に左右される厳しい財務体質であることに変わりはないため、震災復興特別補助金に頼らない財務体質に戻して行けるかが今後の課題である。更には定員充足に伴う経常費一般補助金削減も想定した対応として、令和2年度のキャリア教養学科入学定員20名減及び令和3年度的生活科学科食物栄養専攻入学定員10名減と連続して入学定員の引き下げを実施してきたが、令和6年度より入学定員の引き下げを再度実施し、定員の適正化を図る準備を進めている。

財的資源の管理については、中・長期的展望の下での計画的な耐震改築工事、耐震補強工事等の施設及び大型設備への支出、並びに人材確保・人事計画を実施しつつも、教育活動の効果的な実践と適時的な事業の展開を図るため、毎年微修正を加えている。特に次年度の事業計画立案及び予算編成については、各部門・各部署等の意向を組み入れながら集約・編成し、毎年2月に評議員会の意見を聴し、理事会において審議・決定している。

決定した事業計画及び予算は、速やかに各部門に示達され、各部署に周知・予算配布がされている。

また、短期大学を始めとした各部門において年度予算は、事業計画に基づく適正かつ計画的で効果的な予算執行が行われており、定期的に配賦予算の執行状況確認がなされ、予算管理が適切に行われている。

日常的な出納業務は円滑に行われており、適時、経理責任者を通じて理事長に報告されている。

有価証券を含む資産及び資金の管理及び運用状況は、現預金出納簿及び支払資金在高表並びに有価証券の管理台帳等により適切に記録され、安全かつ適正に管理されている。なお、資産及び預金の運用状況及び有価証券の時価情報は、経理責任者を通じて理事長に報告されている。

毎月末の財務状況は、資金収支・活動区分資金収支・事業活動収支・試算表・貸借対照

表月報をもって経理責任者を通じて理事長に報告されている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

理事会は私立学校法の定めるところに従い、財務状況に関して毎会計年度終了後に財務状況をホームページ上で公開すると共に、教育情報に関しても各設置学校のホームページ上で適宜更新しながら日常的に公開している。また、学校の経営情報は、毎年決算確定後、当年度の在籍数・在職者の確定により当初予算を修正した本予算とともに、設置部門ごとに教職員への説明を行い、収支の状況及び経営上の課題等を提示し、教職員の理解と協力を求めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

学生生徒等の確保については、少子化の影響と更には東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による福島離れといった影響が未だに続いていることから、短期大学を始めとする福島部門においては、各設置学校で定員を充足できない現状が続いている。

特に避難により在籍数の減少が顕著に表れた幼稚園・小学校の在籍者の減少は、12年を経過した今、中学校及び高等学校にその影響が顕著に表れ、短期大学への波及も現れている。令和4年度も重点目標として在籍数の回復を目指した募集活動が進められたが、全体的に効果を上げるまでには至っていないため、目標人数の確保が財政安定化の最大の課題である。そのような状況下にあつて、令和2年度のキャリア教育学科の学則定員20名減、令和3年度の生活科学科食物栄養専攻の学則定員10名減を実施したが、令和6年度より短期大学の入学定員引き下げを再度実施し、定員の適正化を図る準備を進めている。

一方で、令和4年度の幼稚園保育料等納付金の引き上げ、令和5年度からの小学校、中学校及び高等学校の授業料等納付金の引き上げを行い、学校法人全体として各設置学校の納付金等の適正化を図るとともに、幼稚園から短期大学までのより強い連携体制の構築を目指し、学院の内部進学率を向上させることが大きな課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

「教育施設の安全対策」について、福島部門では平成24年度から平成27年度までの4年間で幼稚園新園舎の建築、小学校特別教室棟、体育館及びプールの建築、また中学校及び高等学校校舎の耐震補強工事等を実施し、教育環境の整備が一段落した。

北九州部門でも小学校、中学校及び高等学校の現有校舎等の耐震化を図る上から、平成26年度から平成29年度までの4年間で順次耐震補強、建物の建替え及びリニューアル等の工事を実施し、教育環境整備が完了した。

また、令和4年度までの本法人体制である3地区(福島部門、調布部門、北九州部門)について、令和5年3月27日付文部科学大臣及び福岡県知事の認可により、令和5年4月1日から北九州部門が新法人として分離・独立することとなった。これに伴い、令和5年3月31日現在の北九州部門に属する一切の資産及び負債を新設する学校法人明治学園へ移管・譲渡するとともに、それぞれの地域に強く根差した迅速かつ地域の期待に応える学校運営を目指しつつ、各学校法人の経営のスリム化を図る。

本法人においては、福島部門の中学校・高等学校における施設・設備環境の規模適正化及び老朽化対策として、将来的な校舎・施設の新築又は増改築等を検討するとともに、東京・調布部門の幼稚園の教育環境整備に関する検討が課題となっている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、本法人の設立母体である宗教法人の会員であり、本法人の設置する学校長を永年務めてきた。また、本法人の教育活動の根幹をなすミッション・ステートメントを作成し、更には世界中に裾野を広げる CND 教育ネットワークの提唱とその実現に寄与してきたことから、建学の精神及び教育理念・目的達成に向けて十分な見識を有する者であり、本法人の設立の目的であるカトリックの精神に基づく教育理念を具現化して行く上で適任者であると言える。

理事長は、教育理念・目的を具現化するために自らが法人を代表する責任者としてリーダーシップを発揮し、他の理事及び設置する学校長と協働しながら学校運営に当たると共

に学校法人を代表し、事業の推進状況について各学校長を通して逐次確認しながら業務を総理している。

理事長は、寄附行為の定めに従って、会計年度終了後2カ月以内に監事の監査を受け（令和4（2022）年度は令和5年5月19日）、監事の監査報告として理事長に書面で提出され、令和4（2022）年度における適正な業務執行状況と決算・財務状況（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）として、令和5年5月29日開催の評議員会にて報告され、評議員から意見の聴取を行っている。

理事会は、法令及び寄附行為に従って運営され、事業計画及び予算と共に法人運営に係る重要案件の審議・検討を行い、学校法人の業務に関する最終意思を決定し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、理事長が寄附行為の定めに従って招集し、理事長が議長となり開催されている。

理事会は、短期大学教育の継続的な質の保証を図ると共に短期大学の主体的な改革・改善を支援するための最終責任機関であることを認識し、毎年度作成される自己点検評価報告書に基づく課題の解決に際しても理事長のリーダーシップの下で短期大学学長と協力しながら機会ある度に理事会に改善策が提案され、理事会の最終議決により改善が図られている。

理事会は、短期大学を始めとした設置学校の発展のために必要に応じて理事や各学校長からの各学校運営に関する経過報告を聴取し、経営のみならず教育活動全般についての事業遂行進捗状況を常に把握するとともに、学外での高等教育はもとより初等及び中等教育に関する情報を敏感にとらえ、経済情勢及び労働環境、地域からの要請等の情報を収集し、社会情勢を見極めながら学校運営にあたっている。

理事会は、短期大学を始めとした設置学校の運営に関して法的な責任があり、最終責任機関であることを認識している。

理事会は、学校法人の運営及び短期大学の運営に必要な規程の制定・変更を行っている。令和4年度は、理事会の招集方法及び開催方法について、withコロナ時代の到来と社会のDX化に対応するべく寄附行為を変更するとともに、短期大学の学則についても、学科の目的、学生の授業履修及び教授会の運営等がより明確となるよう整理するよう全面改正を行い、ともに認可を受けた。

理事は、本法人の建学の精神及びミッション・ステートメントを理解し、その実践に向けて適確な意見を有する各分野の専門家によって構成されており、理事長と共に理事会と教職員との意思の疎通を図りながら、相互信頼の下、一致協力した体制をもって学校運営にあたっている。

理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき、学校長等理事、評議員理事、寄附行為の定めにより選任されている理事（設立母体である修道会代表役員理事、功労者・学識者理事）の7名が選任されている。

理事の選任にあたっては、寄附行為によって学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定の準用が定められており、該当する者はいない。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

(1) 令和元年度に5カ年中期計画(令和2年度～令和6年度)を策定し、また令和2年度には当該計画の一部に修正を加えた5カ年中期計画においても、短期大学のみならず各設置学校全体に現れている入学者数の減少と在籍者数の減少という状況下での学校運営を、中・長期的な視野で打開していくこととしている。今後の課題としては、改善策の実施に際し、より効果的、かつ具体的な実施方法にあると捉えている。

(2) 3.11 東日本大震災及び東京電力原発事故を経験した本法人及び本学は、理事長のリーダーシップの下、教職員の団結力をもってひとつひとつの課題を解決してきた。令和元年度末に発生した新型コロナウイルスについても、日々様相が変化し、流行が拡大している状況下の中、情報の収集、解決策の決定、迅速な実施・対応を組織的に行い、対応してきた。今後、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類へと引き下げられるが、本学の所在地である福島県でも未だ感染者数の増加・減少が繰り返されていることを鑑み、危機管理及び学生の学び保証の観点から言っても継続した課題と捉えている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、学校法人の運営にあたり毎月1回、短期大学長を始めとした設置学校の長、カトリック学校の特色でもある宗教教育を担当する宗教主事及び財政を担当する法人事務局次長により構成される部門長会を開催し、理事長のリーダーシップを発揮しつつ、常に法人内の設置学校間の情報伝達、連携の強化を図ると共に、事業計画の進捗状況の確認と各種問題の解決のための協議・検討を行っている。

また、前述の5カ年中期計画の修正見直し、継続している新型コロナウイルス対応等においても、自らが先頭に立ち的確な指示のもとで各設置学校長及び管理職者と連携協議しながら進めている。

また、現法人体制である3地区(福島部門、調布部門、北九州部門)に関し、自らが率先して理事会・評議員会において協議・検討を行ってきた学校法人の分離・独立についても、令和4年9月5日の理事会・評議員会における全会一致の賛成議決をもって、学校法人明治学園の新設及び北九州部門3校(明治学園高等学校・同中学校・同小学校)の設置者変更認可申請を進めてきた。令和5年3月27日付文部科学大臣及び福岡県知事の認可により、令和5年4月1日から北九州部門が分離・独立することとなった。今後は、状況の異なる社会環境・地域性にあって、迅速かつ地域の期待に応える学校運営を目指すとともに、これまで培ってきたカトリック校としての理念を、それぞれの地域でより強く具現化していくことを目指し、分離後の両法人の理事長を兼務していくこととした。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。

- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、法人の業務を監査するため、理事会及び評議員会には毎回出席し、法人運営全般にわたって理事の業務執行状況及び理事会の運営状況を逐次確認している。

監事は、毎回出席している理事会及び評議員会において、必要に応じて意見を述べる事が制度化している。

また、監事は財務面を確認する上からも、公認会計士と協力・連携して当該年度の会計・財務情報の共有化を図り、会計・財務全体の監査を実施している。

監事は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に監査報告書として理事会及び評議員会に書面で提出している。ちなみに、令和 4 (2022) 年度に係る理事会の適正な業務執行状況と決算・財務状況に関しては、当該会計年度終了後 2 カ月以内である令和 5 年 5 月 29 日開催の評議員会及び理事会に監査報告書が提出・報告されている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

本法人の評議員の構成は、寄附行為の定めに従って理事総数 7 名の 2 倍を超える 15 名で構成されている。なお、評議員にあっても学校教育法に定める校長・教員欠格事由に該当する者はいない。

評議員会は、私立学校法第 41 条～第 44 条を踏まえ、適切に運営している。また、評議員会は、私立学校法 42 条に基づく寄附行為の定めに従って、重要事項について諮問事項に応えるために理事者に説明を求めるなどした上で、必要な意見の具申を行い、理事会の諮問機関として適切に運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3の現状>

短期大学は、毎年度教育研究上の情報、就学上の情報、及び財務情報等をホームページにて公表・公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事による監査として現状では、公認会計士と連携した会計面・財政・財産監査の実施及び会計・財政面の分析・検討の機会を設けている。また、学校長からの報告及び教学現場の状況確認等教学面の監査を継続して実施している。更には理事会・評議員会等への同席による理事の業務執行状況に対する状況確認が実施されている。特に教学面の監査において、令和4(2022)年度も各設置学校の教育内容面の実践状況及び進捗状況を確認するため、中間期の教育活動報告書を基に各設置学校の学校長等に対する現状報告の他に、実地確認として授業・講義の実施状況・内容等の教学監査(令和4年11月14日～15日福岡、令和4年12月2日東京、令和4年12月7日～8日福島)を実施している。ただし、この設置学校の教育活動内容確認等に関しては、まだ開始5年目であり、新型コロナウイルスの対応の下での実施でもあることから、実施方法及び教育活動への効果・反映等を今後の課題として捉えている。

また、理事、監事及び評議員の高齢化に伴う対応として、令和2年度から一部役員の若返りを図ってきたが、令和5年4月1日付の北九州部門法人分離に伴い、約1/3の役員及び評議員が辞任することから、将来を見据えた新役員及び評議員の選任を行った。

なお、令和7年4月から施行される新たな私立学校法に即した、理事、監事及び評議員の構成や選出、権限等について、引き続き協議・検討を進めていく。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項は特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(1) 理事長は、平成29年4月1日から福島市に常駐することとなり、理事長が短期大学を始めとした学校運営全体について直接リーダーシップが発揮できる状況となった。

理事長及び理事会の運営方針・趣旨の徹底、更には進捗状況の確認を部門長会において行うなど、理事長のリーダーシップが発揮でき易い体制へ変更してきた。

また、教職員一人ひとりにまで運営方針・趣旨の徹底が図れるよう、毎年度初めに開催している研修会にて理事長が直接教職員に対して説明できる機会を盛り込むこととした。

理事長は、令和5年4月1日から北九州部門が分離・独立し、新たに学校法人明治学園が設立されたことを受け、分離後の両法人の理事長を兼務していくこととなった。本法人においては、理事会にて理事長職務代理者を選任し、理事長不在時も滞りない学院運営ができる体制を整えた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 中期計画の見直し及び修正については、令和5年4月1日付の北九州部門法人分離に伴い、より地域に根差した学院運営体制の確立を図るとともに、学院の財政状況及び学生・生徒等の募集状況の改善のため、魅力ある学校運営を目指した具体的な中期計画の見直し・策定に取り組んでいる。福島部門においては、令和4年度幼稚園の納付金改定、小学校及び短期大学のICT端末及びネットワーク環境の大々的な整備を行い、令和5年度には小学校、中学校及び高等学校の納付金変更並びに中学校及び高等学校のICT端末及びネットワーク環境の整備を行うことが決定している。計画の土台となるこれらの基盤整備を活かし、幼稚園から短期大学までのより強い連携体制を構築し、さらなる教育効果を生み出すことを目指した新たな中期計画の策定準備を進めていく。

(2) 令和7年4月から改正される私立学校法に即した、理事、監事及び評議員の構成や選任機関の設定、権限等についての協議・検討を進め、新たな寄附行為及びその他規程の整備を進めていく。